

自由貿易推進と農政改革の検討⁽¹⁾

日本を元気にする政策提言

明治大学 武田研究会 国際分科会

丸山貴大 東島康晃 長坂拓人
米岡伸悟 南野龍太郎

2010年12月

⁰¹本稿は、2010年12月11日、12日に開催される、ISFJ 日本政策学生会議「政策フォーラム 2010」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、武田教授（明治大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

自由貿易推進と農政改革の検討

日本を元気にする政策提言

2010年12月

要約

日本は過去 20 年間、その経済成長率が平均 1% 台と高成長を謳歌する東アジア諸国と比較するとその成長は鈍化している。これに対し早急にかつ明確な成長戦略を定める必要がある。その戦略の一つとして自由貿易協定の締結がある。経済成長の源泉は自由貿易であり自由市場である。自由貿易の恩恵は多くの経済学者が示してきた。しかし日本においてその締結が進んでいるとは言い難い。これは諸外国と比較することで理解できる。諸外国が結んだ自由貿易協定の交渉から締結までの期間は日本に比べて短く、さらに締結数も多いとはいえない。このような協定締結の遅れは関税障壁の存在などによって海外貿易を行う際のハンディキャップとなってしまうだろう。

日本が協定を締結できない背景には、自国の農業に対する過剰な保護があると我々は考える。日本政府は食料自給率の低下や農業の多面的機能の保全を論拠として多額の補助金を交付している。農業は保護しなければ衰退してしまうのだろうか。法律において農業の自由化を狙いながら、一方では補助金を与えるといった矛盾を孕んだ日本の農政の将来はただ不明確である。今必要なのは自国農業に対する明確なスタンスの設定である。そこで我々は自由貿易の効用と日本農政の 2 点に焦点をあてて本稿をすすめ、そこから得られた問題点に対し、それらの解決をねらった政策提言を行う。

自由貿易の分野としては、第 1 章において自由貿易協定についてその定義と経済理論において指摘されるメリットを確認する。その後日本の現状について述べ、協定の締結が遅れていること示し、その原因の一つとして考えられる農業の問題点に迫っていく。

次に第 2 章において農業問題に焦点をあてていく。まず現状を考察し、加えて過去の農政の変遷について考察する。それらを踏まえて、日本の農政の課題点を示していく。この分野における現在の課題点として指摘するものは、担い手の減少による耕作放棄地の増加と日本の農産品の価格競争力の低さ、そして戸別所得補償制度に代表される農家に対する補償制度である。

この問題を考察する為に我々は第 3 章において、自由貿易協定の締結により、市場が自由化された場合、日本の農業は淘汰されてしまうのかどうかを考察する為に、過去に輸入自由化された牛肉の例を用いる。牛肉が輸入自由化された時、日本の農家は生産効率化を行ったことで海外製品と対抗することが出来た。この時対抗する手段として取られたのが法人化であった。我々は同じことが畜産品のみならず他の農産品にも適するならば、今後迎えるかもしれない市場の自由化に負けないのではないかと考えた。同時に 3 章では現在参入している農業法人が抱える課題にも着目した。この課題を解決することは農業法人の参入を促すことになるであろう。

農業自由化に耐えうる手段としての農業法人参入を政策提言するために、第 4 章では実際に農業法人化が生産の効率化を行うのかを数値を用いて推計する。加えて今後更なる成長が見込まれるアジア市場に日本の農産品が参入できるかを東・東南アジア諸国の所得推移を用いて、潜在的な需要を推計する。これらの分析より農業法人においては生産効率化がみられたという結果が得られた。またアジア諸国においても潜在的な需要はあることが分かった。

これらの結果から、今後の農政改革の方向は、国内農業の集積化、そして海外市場に参入することをねらったものである必要がある。自由貿易の推進は、ただ日本の農業を衰退させるものであると言い難く、農政改革を行うことにより農業における国際的な競争力を獲得することも可能であることが示唆される。

最後に第5章の政策提言であるが我々は本稿を通して指摘してきた問題点に対して、その改善策を政策提言として述べる。その具体的な提言としては

①自由貿易協定の早期締結

②農業法人参入の促進

とする。また農業法人参入促進の方策として土地収受要件の緩和や資金調達手段の多様化をねらい、株式会社形態の農業法人の参入を提案する。

また最後に今後政策を実現させる際に考えられる課題点をいくつか示すことにより、更なる研究を行う際の留意点となることを期待する。

目次

要約	3
はじめに	7
第 1 章 自由貿易協定締結にむけて	8
第 1 節 自由貿易協定とは	8
第 2 節 自由貿易協定のメリット	8
第 3 節 先行研究	9
第 4 節 自由貿易協定締結の状況	10
第 1 項 国内外の状況	10
第 2 項 農業はボトルネックなのか	12
第 2 章 日本農政への問題意識	14
第 1 節 日本の農業の現状	14
第 2 節 農政の現状と課題	16
第 3 節 先行研究からの考察	18
第 3 章 農業自由化の影響	23
第 1 節 牛肉輸入自由化の影響	23
第 2 節 農業法人への期待と問題点	26
第 1 項 企業参入の障壁となった法の存在	26
第 2 項 農業法人参入時における問題点	28
第 4 章 分析	31
第 1 節 分析の意義と目的	31
第 2 節 農業法人化の効果	33
第 3 節 海外需要の推定	36
第 1 項 分析に使用するモデル	40
第 1 項 分析に使用するデータ	41

第 2 項	分析結果	42
第 5 章	政策提言	45
第 1 節	政策提言	45
第 2 節	農業法人の効果と必要性	46
第 3 節	政策実現に対する今後の課題	46

先行論文・参考文献・データ出典

はじめに

日本は 1990 年代以降、実質 GDP 成長率が年率 1% 台と世界経済のなかでも、低い成長率にある⁽²⁾。その成長率は、中国や韓国などの東アジア諸国の高成長とは対照的である。また、現在進行中の人口減少や高齢化も日本の成長に影を落とすものである。政府の成長戦略の乏しさも問題といえる。日本が「失われた 20 年、30 年」とならないよう今後の成長戦略を考える必要がある、と我々は考える。日本の経済成長に寄与する政策とは何だろうか。我々はこの考えから本稿執筆をスタートさせた。

そこで今回、我々は政府が提言している重要成長戦略のひとつである自由貿易協定・自由貿易協定などの自由貿易協定の締結に注目した。協定締結の影響は多くの試算、論文においてそのメリットが指摘されている。関税障壁が撤廃された自由市場での交易を通して日本の経済成長を押し上げるものであるとされている。自然資源の乏しい日本は貿易を通じて過去の経済成長を享受してきた側面があり、それは支持される事実であろう。日本はまさに「リカードの申し子」であるといえる。しかし日本は諸外国と比較すると自由貿易協定の締結数は少なく、また交渉から締結までのスピードは決して早いとはいえない。WTO での会合や自由貿易協定の締結会合において日本は過去に、農業政策に関して度々諸外国からその政策の保護的な部分を指摘されてきた。この原因はなにか、この点が我々の問題意識の発端であり、考察する必要がある部分であると考えている。

そこで本稿では、まず自由貿易協定を締結する必要性を述べる。次に日本の現状を述べ、自由貿易協定締結の問題点である農業政策に焦点をあてていく。我々は農業に対する過剰な保護が自由貿易協定締結の阻害要因であると考えている。本当に日本の農業には競争力がないのか。我々は過去の実例や分析を用いて、日本の農業の実像に迫っていく。分析を通して我々が得た結果をもとに今後の日本農政の方針を示すことが本稿の独自性である。

日本経済を元気にする、その命題に近づく政策提言を行うことが我々の本稿執筆における目的である。

⁽²⁾ 2010 年 10 月 6 日発表の世界経済見通し (WEO) において、2010 年の世界経済の成長率見通しを名目値換算で 4.8% としている。

第1章 自由貿易協定締結にむけて

この章では自由貿易協定締結について述べていく。自由貿易協定とそのメリット、現状、問題点という順番で説明する。そしてその問題点に対して、本稿を通して解決策を提案する。

第1節 自由貿易協定とは

本節では自由貿易協定とはどのようなものかを一般定義として述べていく。
自由貿易協定とは物品の関税、その他の制限的な通商規則、サービス貿易等の障壁など、通商上の障壁を取り除く自由貿易地域の結成を目的とした、2国間以上の国際協定のことである。日本では、FTA (Free Trade Agreement) に自由貿易協定の略語を当てることが多い。日本は2002年のシンガポールとのEPA締結を皮切りに、WTO(世界貿易機関)の活動よ FTA・EPA^③ 締結を進めてきた。GATT(関税および貿易に関する一般協定)を発展解消させたWTO(世界貿易機関)では自由、無差別、多角的通商体制を原則としている。

第2節 自由貿易協定のメリット

自由貿易のメリットを説明した理論として、リカードの比較優位の考え方がしばしば用いられる。比較優位とは、分業による生産性の上昇から生まれたものである。それぞれの国が比較優位を持つ分野に特化して生産し、自由貿易を前提とした輸出入によって、社会全体の総余剰を高めることができるとした。

このように、関税を撤廃し、資源配分の効率性を高め、社会全体の総余剰を高めることは、自由貿易における静態的效果と呼ばれる。ここで注意しなければならないことは、自由貿易協定は多角的自由化とは異なり、それぞれ国の貿易構造を変化させてしまう可能性がある。これは貿易における転換効果と呼ばれるものであり、マイナスの効果である。また、実際にどの程度かは、一国の産業構造などを考慮に入れなくてはならないため、一概にはわからない。

静態的效果に対して、動態的效果と呼ばれるものも存在する。自由貿易により、生産性の上昇と資本蓄積にもとづく経済成長のことである。生産性上昇をもたらす要因は、市場拡大、競争促進、技術拡散、制度革新などが挙げられる。また、こうした生産性の上昇により、国内市場は魅力的なものとなる。海外からの直接投資なども見込めるようになるだろう。

^③自由貿易協定とは経済連携協定(Economic Partnership Agreement)の略称であり、貿易の自由化に加え、投資規制の撤廃、人的交流の拡大なども含めたものである。つまり、自由貿易協定よりも幅広く包括的な協定といえるが、本稿では貿易自由化に焦点を当てているため、自由貿易協定について考えていく。

第3節 先行研究

我々が自由貿易協定の促進を提言するうえで、日本が配慮すべき留意点を考える必要がある。そのために以下の論文を先行研究として参考にした。

松石達彦「東アジアにおける自由貿易協定急増の背景とその問題点」 『久留米大学 産業経済研究』2005 年 12 月、第 46 巻、第 3 号)

この論文では自由貿易協定締結が何故東アジアで急増するのかという疑問に対しての分析を行っている。

近年の「東アジア共同体」の考えが広まったため、その第 1 ステップとして東アジアで自由貿易協定締結が加速した。日本は 1990 年代末にシンガポールとの交渉を始め、本格的な自由貿易協定締結に乗り出した。

日本が自由貿易協定交渉を促進させた理由は 2 つあり、1 つ目が貿易転換効果に日本が気付いたからである。貿易転換効果とは関税のかかる非自由貿易協定締結国からの輸入が減少し、関税撤廃や削減を行った自由貿易協定締結国からの輸入が拡大することである。メキシコの例をとると、メキシコと自由貿易協定を締結していたアメリカと EU 諸国の間では完成車に対し関税はゼロだった。これに対し日本はメキシコと自由貿易協定締結をしておらず日本車には 50% の関税がかかった。自由貿易協定締結がなされなかったことにより日系企業は年間 400 億円の損失を被ったとされ、撤退せざるを得なかった。自由貿易協定は締結国間には自由化によるメリットをもたらす半面、未締結国での貿易は不利になってしまうことがある。

2 つめは、日本経団連からの強い要望である。日本経団連は停滞する日本経済を蘇らせるためには自由貿易協定による農産物市場の開放が必要であると考えている。そしてそれと引き換えに東アジア間における鉱工業品の関税撤廃と投資の自由化を進め、日本企業の利益の増大を狙っている。

しかし自由貿易協定締結は良いことだけをもたらすとは限らない。自由貿易協定締結による関税削減が日本の食糧自給率を低下させ食糧安全保障上の危機につながる可能性がある。また、東アジア諸国も日本などの先進国とむやみに自由貿易協定締結を進めるのは危険である。何故なら、先進国との自由競争によって自国の成長産業が衰退する危険性があるからだ。東アジア間での自由貿易協定締結は早期に進めるのではなく、東アジア諸国が主体性を持ち続け自国の経済成長を考慮しながら締結を行える環境整備が必要となる。

上記の先行研究より自由貿易協定は早期に進めるだけでなく、締結する双方の優位性を認識したうえでその締結を推進させる必要がある、としている。これは自由貿易協定を締結するうえで、考慮すべき問題となる。

第4節 自由貿易協定締結の状況

第4節では2010年10月現在における、自由貿易協定を取り巻く国内外の状況を述べる。本節でその趨勢を整理し示すことにより、日本の自由貿易協定締結における阻害要因に迫っていく。

第1項 国内外の状況

日本は、2000年代からアジア諸国を中心に自由貿易協定の交渉を開始した。2010年5月31日付けで、発行済み、署名済み含め、17カ国に及んでいる(図表1)。また、日本の貿易額推移を地域別に見てみると、2000年代から、対アジア貿易の伸びが顕著である(図表2)。自由貿易協定締結がこの一因となっているとも言えるだろう。

図表1 我が国と各国・各地域との自由貿易協定・自由貿易協定の取組

1.署名・締結済のEPA

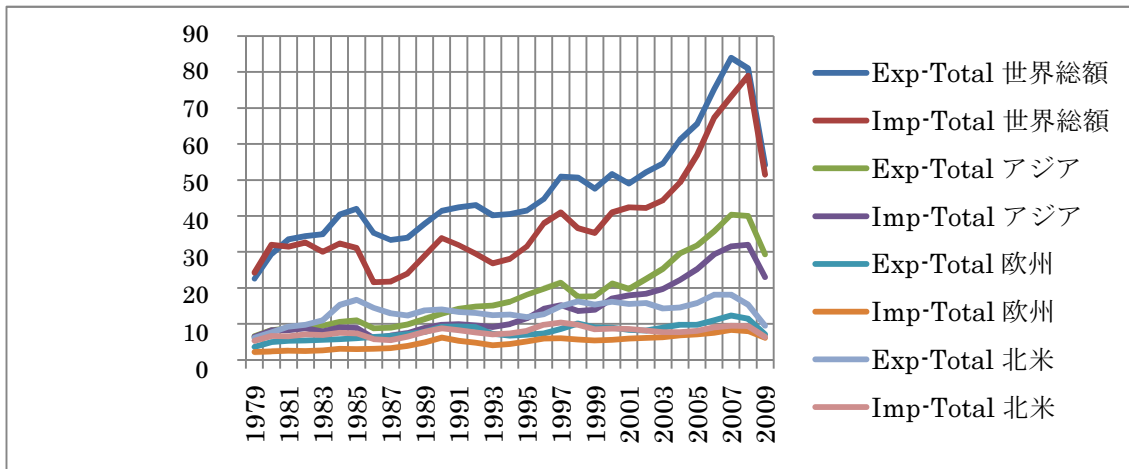
		日シンガポールEPA			日メキシコEPA
		日マレーシアEPA			日フィリピンEPA
		日チリEPA			日タイEPA
		日ブルネイEPA			日インドネシアEPA
		日アセアンEPA			日ベトナムEPA
		日スイスEPA			

2.交渉中のEPA・FTA

		日韓EPA			日インドEPA
		日オーストラリアEPA			日GCC・FTA

出典 経済産業省 対外経済政策総合サイトより抜粋。
http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/自由貿易協定/

図表 2 日本の地域別貿易額の推移



単位：兆円

出典 財務省 貿易統計より抜粋。

<http://www.customs.go.jp/toukei/suii/html/time.htm>

日本政府は自由貿易協定を重要成長戦略の一つに定めている。外務省経済局は2002年10月に、「我が国のFTA戦略」と題するペーパーを公表した。そして、同省は、翌11月に、「自由貿易協定・経済連携協定推進本部」を立ち上げるとともに、経済局に「FTA・EPA室」を設置した。また広域的な自由貿易協定として2020年までにアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を2020年までに構築する目標を掲げている。さらに日本経団連も自由貿易協定の締結に関しては肯定的な発言をしている⁽⁴⁾。また、2010年6月に新成長戦略を発表した。2010年1月現在、世界では180件の自由貿易協定が成立しており、早くは1950年代から発行されていた（図表3）。自由貿易協定が世界的に締結されるようになったのはWTOの交渉難航が一つの要因である。2002年より始まったドーハラウンド⁽⁵⁾交渉では3年で交渉を終了させるという目標を達成できず、2006年には交渉が一時凍結となった。その後自由貿易協定締結の動きが世界でさらに活発になり始めた。その要因としてはWTOと異なり交渉相手の数が圧倒的に少ないため、短期間で交渉がまとまるからである。

⁽⁴⁾ 日本経済団体連合会（2003年1月1日）『活力と魅力溢れる日本を目指して（概要版）』第3章

⁽⁵⁾ ドーハ開発アジェンダの動向より農業分野を簡潔にまとめたもの。

図表 3 世界の自由貿易協定年代別・地域別発行件数

	欧州・ロシア NIS・中東・ア フリカ	米州	アジア大 洋州	地域横断	合計
1955～59年	1				1
1960～64年	1	1			2
1965～69年					0
1970～74年	1	1		2	4
1975～79年	1		2		3
1980～84年		1	2		3
1985～89年		1		2	3
1990～94年	13	2	3		18
1995～99年	27	4		1	32
2000年～04年	24	8	9	10	51
2005年～	21	6	18	18	63
合計	89	24	34	33	180

(注)①WTOホームページのリストに掲載されている地域貿易協定(RTA: Regional Trade Agreement)(掲載の定義はGATTもしくはWTOに通報され現在も発効中のもの)に、未通報の韓国—ASEAN、タイ—インドを加えたもの。②年代は発効日順。

(資料)WTOホームページ掲載のリスト

(<http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>)(2010年1月1日現在)より作成。

出典 JETRO: WTO/自由貿易協定 Column

<http://www.jetro.go.jp/theme/wto-自由貿易協定/column/pdf/055.pdf>

しかし、一方で農業の自由貿易化への移行は先進国にとっては複雑な問題となっている。2002年のドーハラウンドでは途上国を重視していたため、意見の集約が困難となっており、先進国による工業製品の関税率引き下げの主張と、途上国による農産物の自由化の主張が平行線をたどった結果、2008年には農業・鉱工業分野での交渉が決裂した。

第2項 農業はボトルネックなのか

前節で、日本の自由貿易協定の締結状況について触れた。交渉したものの、いくつか難航した交渉もある。メキシコとの交渉決裂や、タイなどとの度重なる交渉が代表的である。日本が、2010年現在自由貿易協定交渉が難航している相手国は韓国、オーストラリア、GCC(アラビア湾周辺の6カ国)、インド、ペルーだが、実際に自由貿易協定を締結した際に、オーストラリア、インド、ペルーは天然資源の輸出と同時に、比較優位にあるだろう農業分野の輸出に踏み出してくる。

現状では、米には402円/kg、野菜には約5%～15%の輸入関税がかけられている⁽⁶⁾。関税は国内価格と国際価格の差と捉えると、関税を撤廃することによりこれだけのハンデを許容しなければならない。

実際に、2010年、日本政府は太平洋地域における、ある協定への態度を決めかねている。環太平洋戦略的経済連携協定(Trans-Pacific Partnership: 略称 TPP)である。これは、環太平洋地域における、他国参加型の自由貿易協定とも言えるものであり、菅直人首相は参加

⁽⁶⁾財務省貿易統計 実行関税率表(2010年度4月版)による。

に対し積極的な姿勢を見せているが⁽⁷⁾、繰り返しその論点となっているのが日本の農業である。TPP は原則としてすべての関税を撤廃する。日本は技術と資本を武器とし締結により全体的な GDP の押し上げは見込めるが、それと同時に農業分野が将来の関税撤廃の中で行き詰まりを迎えるのではないかと危惧されている。

それに加え、日本政府（農林水産省）は、WTO 農業協定 20 条⁽⁸⁾を根拠として、農業の「多面的機能」、「食料安全保障」や立法化された「自給率目標」などを強調することにより、結果として、可能な限り自由化に抗いたい思惑があるのではないだろうか。例えば米の生産において、減反政策など、諸政策にも高い米価を維持し、農家所得を維持しようとする意図がくみ取れる。

日本経済全体から考えれば貿易自由化はプラスの方向に働く。その一方で、日本の農政の現状という政治の問題から考えれば、自由貿易協定推進は現状では難しいだろう。国内で手厚い保護を受けている農業分野はボトルネックとなっている、と我々は考える。これは後の農政の現状で詳しく触れる。自由貿易協定交渉の加速する中で、その恩恵から除外され関税などで他国と差が出来てしまうことのリスクを考えた場合、それは解消すべき問題であろう。例えば、2011 年 7 月 1 日から韓国と EU の間で自由貿易協定が暫定的に発行されることになったが、発行後は自動車（関税率 10%）や映像機器（14%）など、平均で 5.6%の関税が撤廃されることになり、日本企業は主要輸出品目における価格の面で厳しいハンデを負うことになってしまうだろう。

そこで、本稿ではこのボトルネックである農業を改革すべく、第 2 章以降で現状把握、分析、政策提言を行っていく。

⁽⁷⁾ 『日本経済新聞』2010 年 10 月 27 日朝刊，1 ページ，「第 8 部自立するために（1）環太平洋協定に挑む（ニッポンの農力）」

⁽⁸⁾ ウルグアイ・ラウンド農業交渉の次の交渉を 2000 年から開始することを定めた WTO 農業協定の条文。加盟国は、根本的改革をもたらすように助成及び保護を実質的かつ漸進的に削減するという長期目標が進行中の過程であることを認識し、次のことを考慮に入れて、2000 年から交渉を開始することとしている。

- (a) 削減に関する約束の実施によってその時点までに得られた経験
- (b) 削減に関する約束が世界の農業貿易に及ぼす影響
- (c) 非貿易的関心事項、開発途上加盟国に対する特別かつ異なる待遇、公正で市場指向型の農業貿易体制を確立しようという目標その他前文に規定する目標及び関心事項
- (d) これらの長期目的を達成する為に更にいかなる約束が必要であるか

第2章 日本農政への問題意識

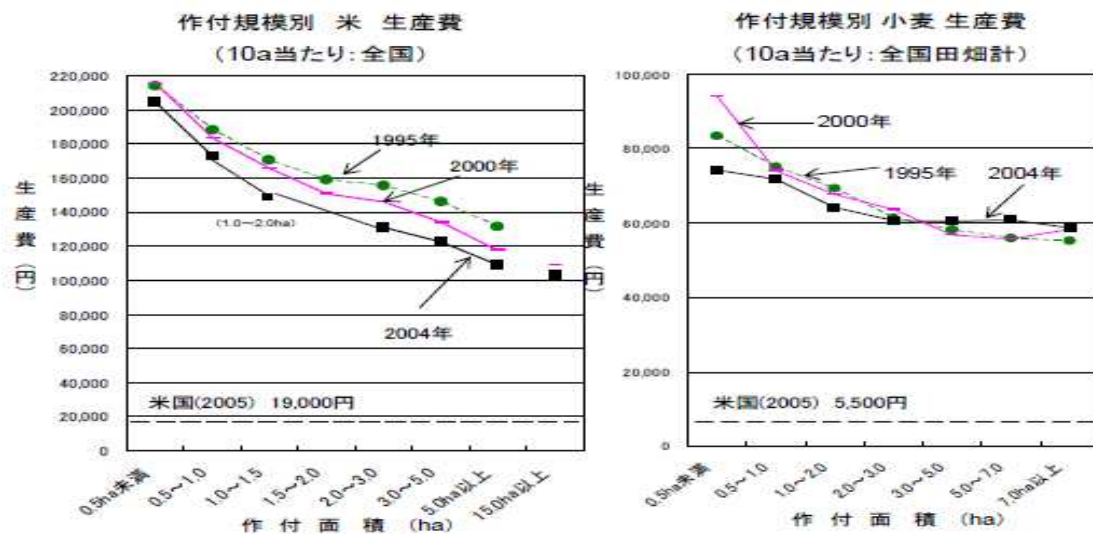
第1章では日本の自由貿易協定に関する取り組みを中心に見てきた。そのなかで農業問題に関しては過去の日本政府の取り組みは、海外で進展している自由貿易化の趨勢に対して、後ろ向きであるといえる。我々は、その農業問題が自由貿易協定締結における阻害要因、いわばボトルネックであるのではないかと考える。

本章では、日本の農業・農政の現状に焦点をあて、具体的数値を用いて考察していく。それにより、日本の農業がボトルネックとなっていることを数字の面でも確認し、自由貿易協定締結の際に、日本の農業保護政策に関する妥当性を問う。

第1節 日本の農業の現状

現在日本の農業は、絶対的な農地面積の差などもあり、アメリカやオーストラリアなどの農業との間には埋められない格差がある。規模によるコスト削減の問題だ。例えば米価で比較すると、2009年では、日本が10アール当たり11万円程度の生産コストであるのに対し、米国は2万強(1\$=100円換算)となっており、日本は圧倒的に高いことが分かる(図表4)。

図表4 日本とアメリカのコメの生産コスト比較 (2005年)

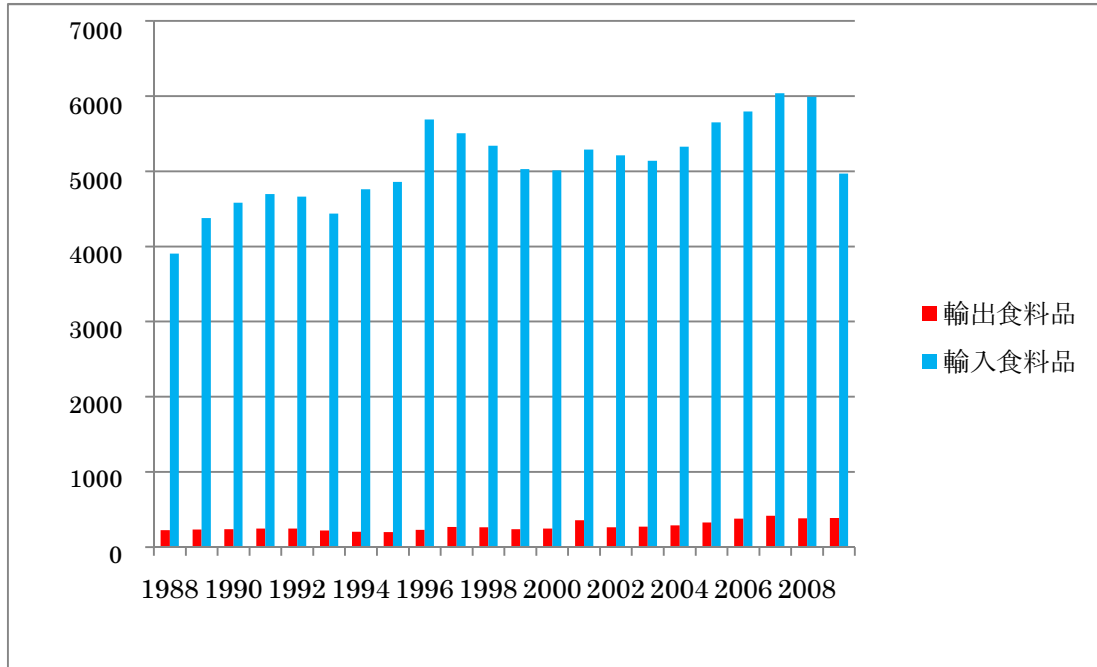


1\$=110円換算

農林水産省「農業経営統計調査」、USDA「Commodity Costs and Returns」により作成

そして、図表 5 の食料品の輸出入推移を見ても分かる通り、食料品に関しては輸出が輸入を下回っており、若干ではあるが輸入は増加傾向にある。

図表 5 日本の食料品の輸出入額推移



単位：10 億円

出典 財務省貿易統計 2009 より作成

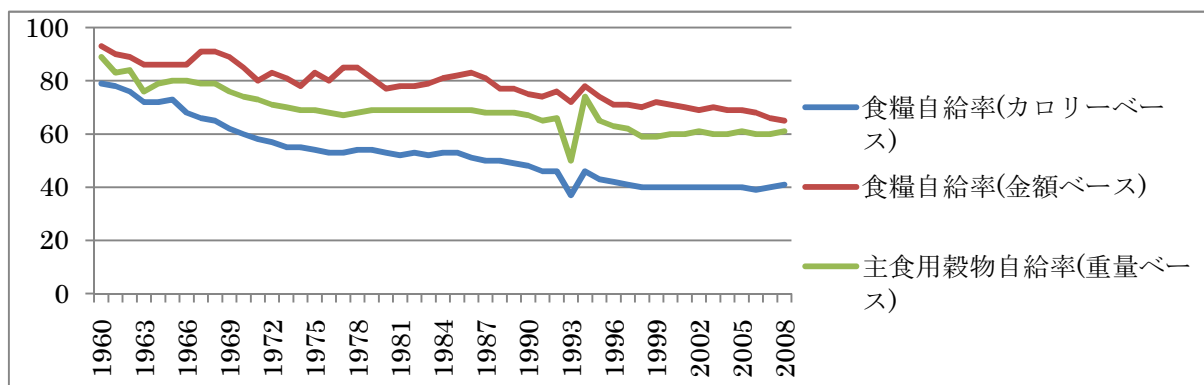
<http://www.customs.go.jp/toukei/suii/html/time.htm>

このような状況では、自由貿易協定・FPA を進めても自国の産業(農林水産業)が淘汰される可能性が高い。もしそのまま農作物の関税を撤廃した場合、農林水産省の試算では、GDP が 9 兆円減少し、約 375 万人もの雇用機会が失われるとされている。たとえ直接所得補償をしたとしても、輸入量を調節する機能はなく、輸入品の流入を止められない可能性が高いからだ。また、それは低い食料自給率⁽⁹⁾が更に低下するというリスクを負うことになりかねない。更に、2006 年に策定された「食料・農業・農村基本計画」⁽¹⁰⁾における新たな自給率目標に背くこととなり、好ましくないものである。農林水産省が、2015 年度にはカロリーベースで 45%、生産額ベースで 76%とする目標を設定したためだ。だが、近年の自給率推移をみるとどのベースで見ても減少傾向にあり、目標達成のための行動が結果に結び付いていないのが現状である。政府がねらう食料自給率水準を達成するためには、現状のままで自由貿易協定・自由貿易協定を進めるのは妥当ではない。(図表 6)

⁽⁹⁾ 一国の総合的な自給率、総合食料自給率のこと。カロリーベースと生産額ベースの 2 種類があるが、日本は前者を採用している。他国は後者だが、生産コスト等を考慮すれば、前者でも妥当性があると考えられる。

⁽¹⁰⁾ 新基本法に掲げる基本理念や基本施策の方向に沿った具体的な施策展開のプログラムのこと。情勢の変化を踏まえ、5 年おきに変更される。

図表 6 食料自給率推移



単位：%

出典 農林水産省/食糧需給表より作成

<http://www.maff.go.jp.proxy.blastsound.com/j/zyukyu/fbs/pdf/2-5-1-2.pdf>。

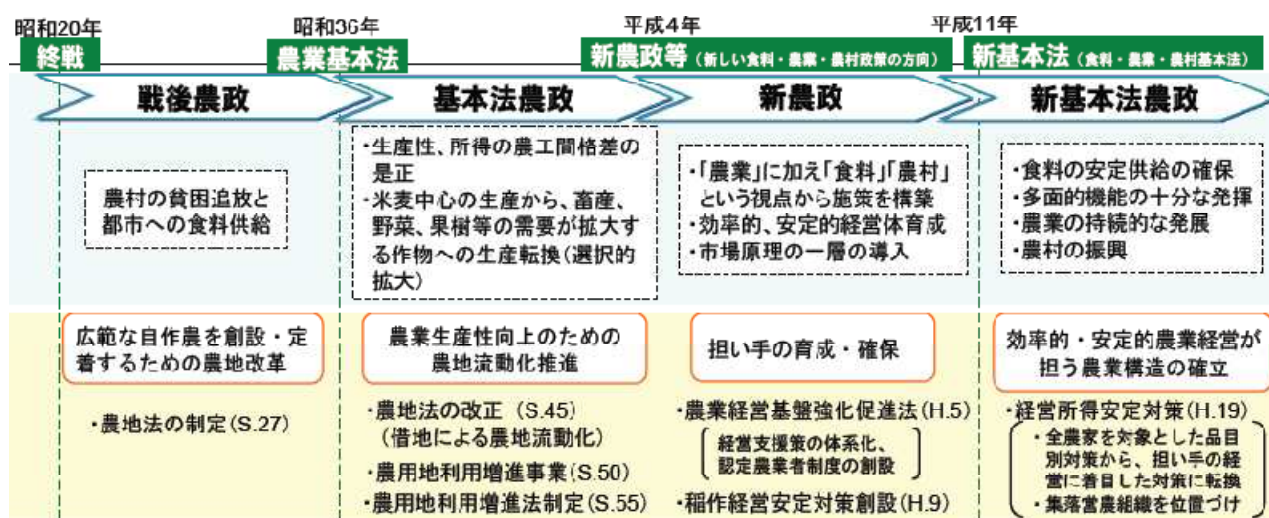
第2節 農政の現状と課題

日本の農業が自由貿易の上でなぜボトルネックとなっているのかを見ていく。戦後に行われてきた農地に関わる農政を簡単にたどると、

- ・昭和 27 年、自作農を創設・定着するための農地法の制定(1952 年)
- ・昭和 45～55 年、農業生産性向上のための農地流動化推進(1970 年～80 年)
- ・平成 5 年、担い手育成・確保のための農業経営基盤強化促進法(1993 年)
- ・平成 19 年、効率的・安定的農業経営が担う農業構造の確立のための経営所得安定政策(2007 年)

となっている(図表 7)。

図表 7 戦後農政の歩み

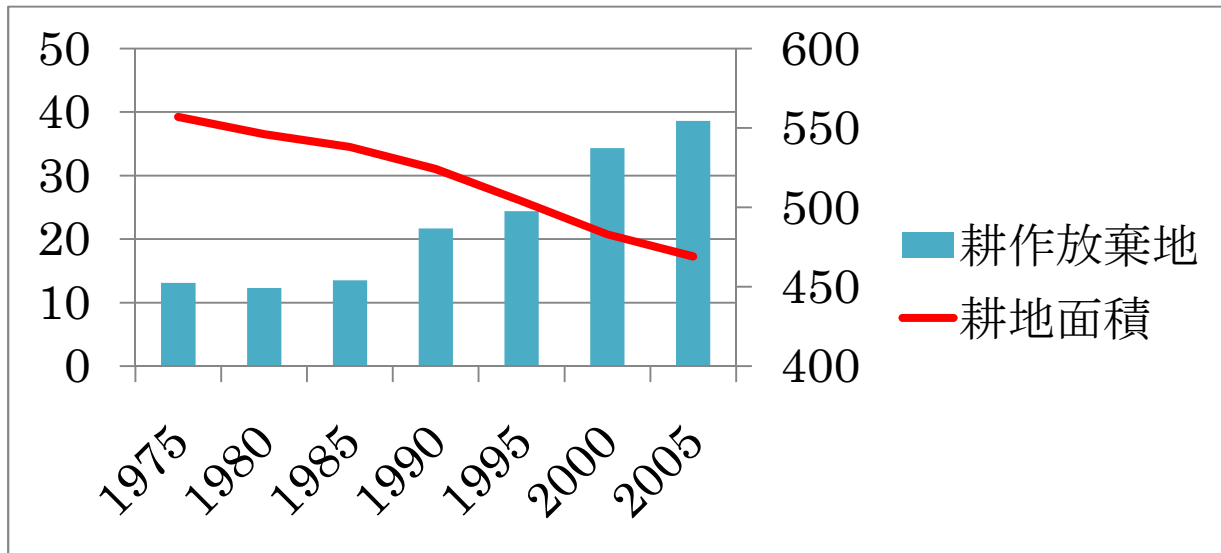


出典 農林水産省：農政改革の展開方向(参考資料)

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/minutes/2009/0603/item8.pdf>。

しかし、現在では当初の思惑とは異なる結果となってしまっている。米からの転作も含め、農地の流動化を推進するも実際は耕作放棄地⁽¹¹⁾を増加させる結果となってしまった(図表 8)。

図表 8 耕作放棄地と耕地面積



左軸：耕作放棄地 右軸：耕地面積

単位：万ヘクタール

出典 農林水産省 強い農業への第一歩(参考資料)

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/minutes/2007/0509/item12.pdf>

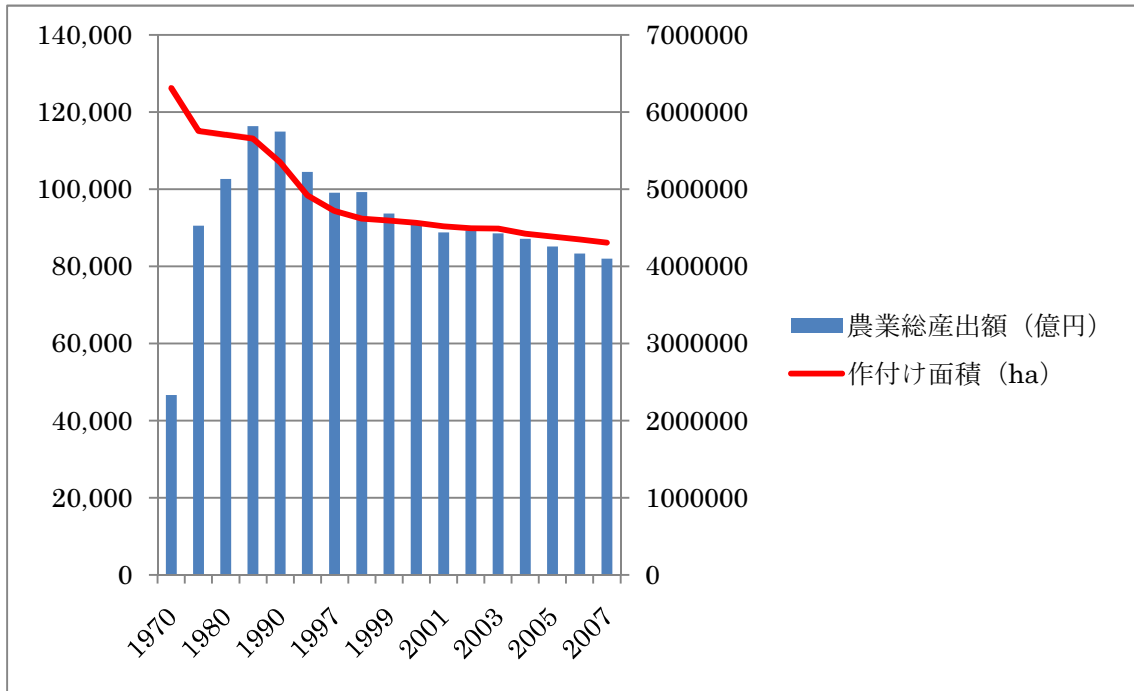
それに加え、減反などの政策により耕地は転用され、さらに減少している。図表 9 を見ると、平成に入ってから作付け延べ面積⁽¹²⁾の減少と農業総産出額の減少に一定の比例関係がみられる。更に、零細農家が多いということも農政が裏目に出た結果であろう。当初、高度成長による農業分野からの人口移動を想定していたが、技術進歩や、農地価格の上昇により資産保持も兼ねて、他産業に従事する形(兼業)で営農を継続する農家が多く、2007 年には 62%(販売農家数に対し)が第 2 種兼業農家⁽¹³⁾であった。農地の流動化はうまくいかず、加えて 20 年近く無策の状態だった。

⁽¹¹⁾ 耕作放棄地とは、農業センサスの定義では「以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかもこの数年間に再び耕作する考えのない土地」とされている。

⁽¹²⁾ 作付け延べ面積とは、作物統計調査の定義では、稲、麦類、かんしょ、雑穀、豆類、野菜、果樹、工芸農作物、飼肥料作物、その他の作物別にみた作付面積の合計をいう。したがって、年産区分を同一とする水稻二期作栽培や季節区分別野菜などにより、同一の農地に 2 回以上作付けされた場合は、それぞれを作付面積とし、延べ面積としている。作付けしていない農地を含む耕地面積を用いるより、より実質的。実際の利用率は 1970 年時には 108.9%であったのに対し、2007 年には 92.6%にまで落ち込んでいる。

⁽¹³⁾ 農業以外の仕事(会社勤めなど)で収入を得ている農家のうち、農業での収入が、全収入の 50%以下の農家で、世帯員中に 1 人以上の兼業従事者がいる農家。

図表 9 農業総生産額と作付け延べ面積



左軸：産出額 右軸：面積

出典 総務省統計局 農林水産業 <http://www.stat.go.jp/data/nihon/07.htm>

政府統計の総合窓口 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001064723>
より作成。

このような状況を受けて、2005 年の農業経営基盤強化促進法改正により株式会社の農業参入を推進し始めた。

第 3 節 先行研究からの考察

日本政府は 2005 年の農業経営基盤強化促進法改正により株式会社の農業参入を推進し始めた。なぜ、株式会社による参入なのか。その理由を考察するべく、我々は以下の先行研究を参考にした。

山本公平「起業の持続的競争優位とポジショニング・アプローチ：農業法人のケースを中心に」(『広島大学マネジメント研究』2005 年)

この論文は広島県内の 2 つの農業法人を分析し、それぞれの農業法人が持つ競争優位と競争優位持続への課題を述べている。そこから第 2 次第 3 次産業と同じような持続的競争優位の存在が第 1 次産業でも見られることを明らかにした。

A 法人の競争優位は大きく 3 点に分けられる。1 点目は効率的生産である。複数の農家の田を一枚(最大 1.4 ヘクタール)にまとめて広くなった田においてコンバイン等の大型農業用機械の導入を可能にした。2 点目はローリスク・ローリターン経営という形をとっている

点である。すべて農業協同組合（農協）と取引することで安全性を確保している。A 法人の主力製品であるコシヒカリは等級検査でも高く評価されているが、ブランド米として出荷し高いリターンを取る戦略ではなく農協への安定供給を選んでいる。3 点目は兼業農家主体であるという弱点を強みに生かしている点である。元農協職員が経理を担当し自動車修理工が農機具のメンテナンスを行っており組合員が別の仕事で得た技能を法人活動に生かしている。

一方 B 法人の競争優位は 5 つに分けられる。1 点目は独自の販売チャンネルを作ったという点である。農協へ出荷すると B 法人の生産した米が他の米とブレンドされるため、B 法人の生産した米の優位性を生かすため販売チャンネルを作った。また広島市内の小売店と個人消費者に販売することでリスクを分散している。2 点目は効率の良い設備投資を実現させている点である。メーカーの代理店である農協からではなく、すべて特定の農機具メーカーから購入することで価格交渉を有利に進めている。農機具の修理も出来る限り法人で行っている。3 点目は標高差を活用した生産である。この差をから稲の生育時期の違いが生まれるが、田植えと収穫作業を 3 週間拡大することができた。4 点目は事業のリスク分散である。主要な米の生産のほかにトマト 40 アールの生産や上下水道管理事業などを行っている。5 点目は従業員にマネジメント管理を徹底している点である。B 法人のオペレーターの時給は法人への貢献度で 700～1350 円の間で決まる。オペレーターにはどうすれば作業効率を上げられるか考えながら働くように求められている。

A 法人は農地と集落の維持を目的とした、全戸参加の安定成長の経営を行っている。一方 B 法人は農業をビジネスととらえ成長を目指す経営を行っている。一口に農業法人といえども、その成長戦略や目標などはそれぞれ違っていることが分かった。

上記の先行研究では 2 のケースを用いて価格競争優位性の具体例を示している。1 つ目のケースにおける競争優位は、効率的生産、ローリスク・ローリターン経営、兼業農家であることの 3 つである。複数の土地の一体化による大型農業用機械の導入で効率的生産を可能にし、農協と取引することで、利益は減るが安全性を確保している。そして、メンバーが他の仕事で得た知識やスキルを経営に生かすことで、兼業農家という弱みを強みにしている。

2 つ目のケースでの優位性は、独自の販売チャンネルを構築したこと、効率のいい設備投資を行ったこと、事業のリスクを分散させたこと、従業員にマネジメント管理を徹底させていることである。法人という立場を生かし、メーカーの代理店である農協でなく、特定のメーカーと取引することで価格交渉を優位に進めている。また、米だけでなく、トマトの栽培や上下水道管理事業を行うことで事業リスクを減らしている。更に、従業員の時給を 700～1350 円の間で貢献度に応じて決まるようにし、より効率的な経営を目指すためのインセンティブとしている。

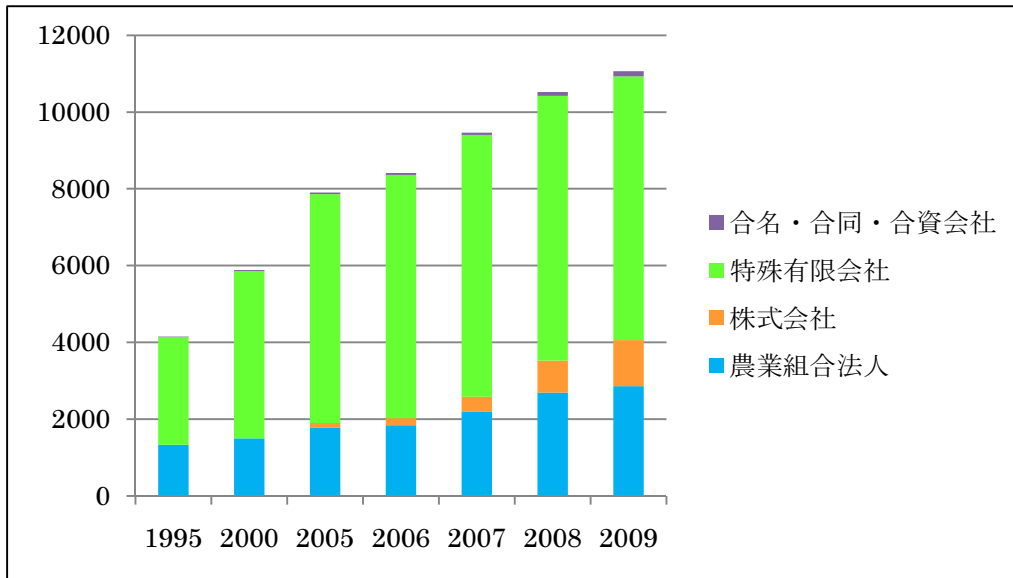
上の 2 つのケースは当然成長戦略や目標が異なるが、共通して言えるのは、効率的生産を行ったうえでの拡大を画策していることである。株式会社以外の農業法人⁽¹⁴⁾は、法律の制約、責任問題や資金獲得の面でのリスクがあるため、株式会社に比べ規模拡大を目指すのは難しい。だからこそその株式会社の農業参入なのであろう。

しかし、図表 10 を見てわかるように一般法人はまだまだ増えているとは言えず、先に述べたように耕作地も産出額も減少している。これでは自給率も低下の一途をたどり、国内産業保護を加速しかねない。所得補償制度だけが農業を救う手段ではないと我々は考える。

⁽¹⁴⁾ 合名・合同・合資会社は資本金を社員が出資し、その社員に有限、もしくは無限の責任が伴うのに対し、株式会社は社員と出資者（株主）は別であり、規模拡大のための資金獲得が容易な形態である。農業組合法人はあくまで組合員の協業化を図るものであり、農業の多角化や拡大の面で制約が多く、その点で株式会社よりも劣る。

上記の先行研究もあるように戦略的経営を行える農家は存在し、実際に生産効率化を行い、競争力を付けている。一度始めた産業保護は次の保護を助長するだけである。手厚い国内産業保護は自由貿易協定/自由貿易協定を結ぶ上で大きな制約（ボトルネック）となり得る。自由貿易協定の早期締結を目指すならば農政を改革するのは急務である。

図表 10 農業生産法人数の推移



単位：法人

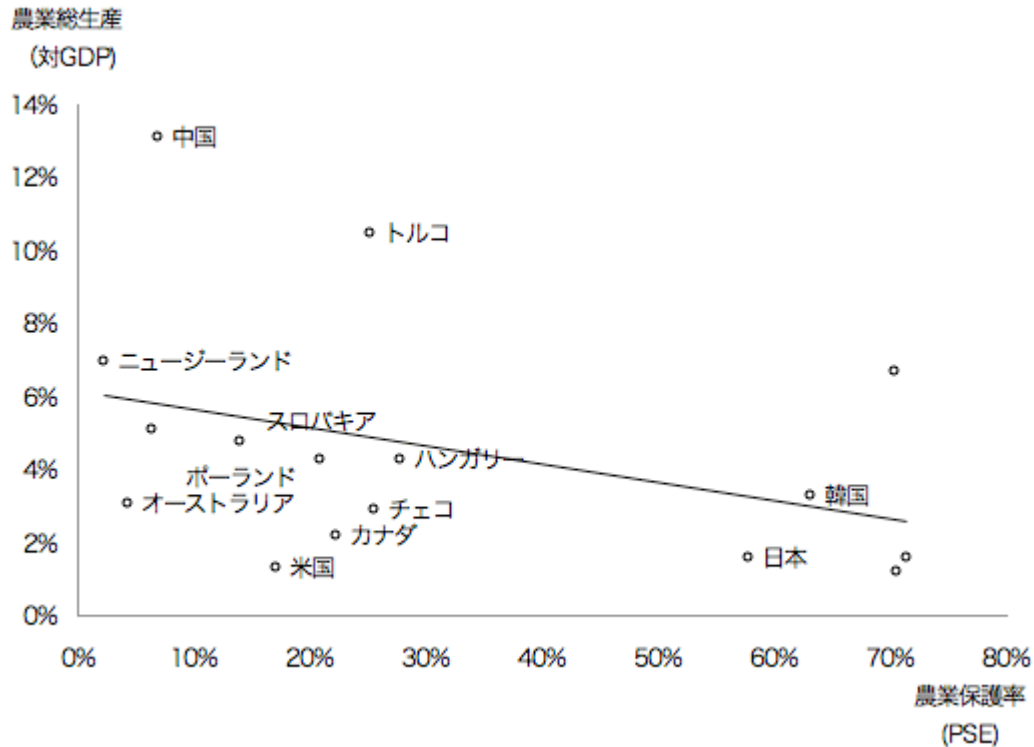
出典 農林水産省 多様な農業経営体育成・確保について

<http://www5.cao.go.jp/>。

次に農業への過剰な保護について考察する。日本政府は自国農業に対し農業が持つ多面的機能を論拠として、対外的に保護のスタンスをとっているといえる。その生産額と農業保護率(PSE: Producer Support Estimate)⁽¹⁵⁾の関係をみると、保護に対する度合は強いといえる。農業総生産がGDPに占める割合は、農業の保護率が低いほど、高くなる傾向が、国際比較データでも確認できる。逆に、日本や韓国などの保護率の高い国々は、保護率の低いハンガリーなどの国々と比較して、農業総生産がGDPに占める割合は低くなっている。すなわち、農業大国であるオーストラリアやニュージーランドを目標にするのは極端としても、日本農業の強化には、これまでの過剰保護的な農政を抜本的に撤廃しつつ、市場メカニズムを活用して、農業ビジネスを取り巻く基盤を強化して効率性を高めていくのが望ましいと考える。

⁽¹⁵⁾ PSEは「農産物の関税や管理価格によってできる内外の農産物価格差に生産量を乗じたもの」と「政府の補助金等の財政支持額」を「合計」したもので、PSE%はその国のPSEをその国の農業総生産額で割ったもの。

図表 11 農業総生産と保護率の関係



出典 独立行政法人 経済産業研究所資料 「戦略的農業支援により、日本農業の国際競争力を強化せよ」から抜粋

<http://www.rieti.go.jp/users/oguro-kazumasa/serial/015.html>。

なお農業保護率(PSE)は2002年から2004年の平均を採用している。

しかし効率性を望みつつも現状では、農業を自由貿易の上でボトルネックにしかねない政策である戸別所得補償制度⁽¹⁶⁾が2011年から施行される。その概要としては、全国の平均生産コストと販売価格の差額(恒常的なコスト割れ相当分)を計算し、全国一律の交付単価とするもので、その対象は主要農産物(米、小麦など)の生産を行った販売農業者である。この制度では、米の生産者に対し米価水準に関わらず10アール当たり1.5万円が支払われ、更に、恒常的なコスト割れ相当分を補償するものであり、農家に対し、二重の保護がなされるものと捉えられる。ここで、図表12の売上別経営体数の推移を見てみると、小規模経営体の方が大規模経営体に比べ減少率が高い。加えて、我々が農業法人の強さと課題を評価するために参考にした先行研究、先にも述べた山本公平氏の論文において、経営感覚の優れた農業法人においては経営効率化による生産性の向上や第2次産業、第3次産業と同じような持続的競争優位の存在が第1次産業でも見られることを明らかにしている。つまりもし、上記のような手厚い保護がなされるなら、競争力の獲得や生産性向上が示唆されている大規模

(16) 戸別所得補償制度とは大まかに3つの助成からなる。

①畑作物の所得補償交付金

②水田活用の所得補償交付金

③米に対する助成

本稿では②を除いたものを戸別所得補償制度として扱う。

経営体ではなく、小規模経営体を存続させるものになりかねない。その結果、今まで政府が取り組んできた農業経営体の法人化の推進に、更なるブレーキをかけてしまうだろう。

図表 12 農産物販売金額規模別経営体数（単位：千経営体）

区分（円）	50 万未満	50～100	100～200	200～300	300～500	500～700
2010	528	288	226	114	103	57
2005（年）	570	341	292	134	133	73
増 減 率 （%）	－7.4	－15.7	－22.8	－15.4	－22.6	－21.4

700～1000	1000 ～ 1500	1500 ～ 2000	2000 ～ 3000	3000 ～ 5000	5000 ～ 1 億	1 億以上
57	50	25	25	18	9	6
65	60	28	28	21	10	5
－12.6	－17.6	－10.7	－11.7	－12.0	－4.7	8.5

出典 農業センサス 2010 より作成

http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/about/pdf/census10_zantei.pdf

これらのことから、自由貿易協定の締結を容易にし、その恩恵を被るためにも法人化による農業分野の更なる生産性の向上や、土地の集約化が必要になるだろう

第3章 農業自由化の影響

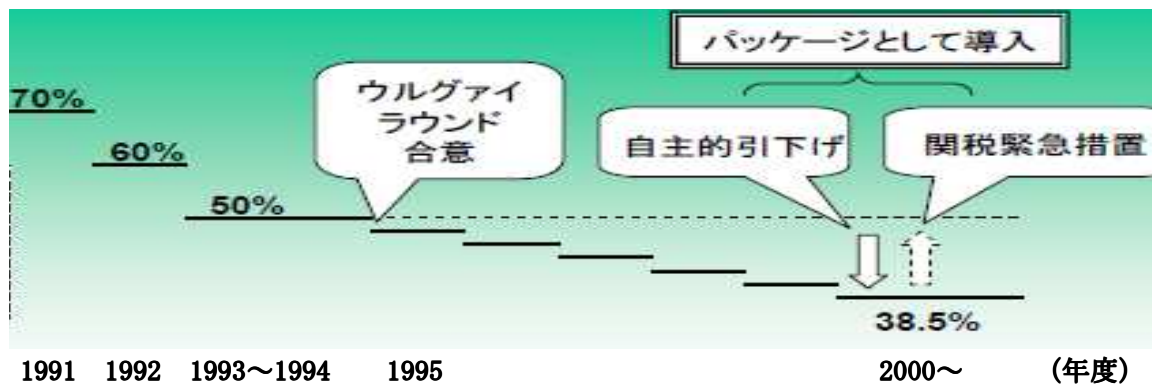
まずは、過去の事例から牛肉の輸入自由化を例に挙げる。当時、牛肉の輸入自由化には、今日の農業自由化同様、賛否両論があった。経済効果を期待する一方で、国内の畜産収入低下が懸念された。ここで注目すべきは、第2章で話題となった農業法人という規模拡大によって、この懸念を払拭したことである。

第2節では、その牛肉の前例から、農業法人における期待と問題点を挙げる。

第1節 牛肉輸入自由化の影響

農業の自由化の影響を考察するために、過去に自由化を行った、牛肉のケースを用いる。日本は1991年度から牛肉の輸入枠を撤廃し、実質輸入自由化とした。そして1993年度までに関税は70%から50%に引き下げられ、ウルグアイ・ラウンド農業合意において38%への関税引き下げが決められた。牛肉輸入の自由化で日本の畜産業界はどうなったのか見ていきたい（図表13）。

図表13 牛肉の関税水準の推移

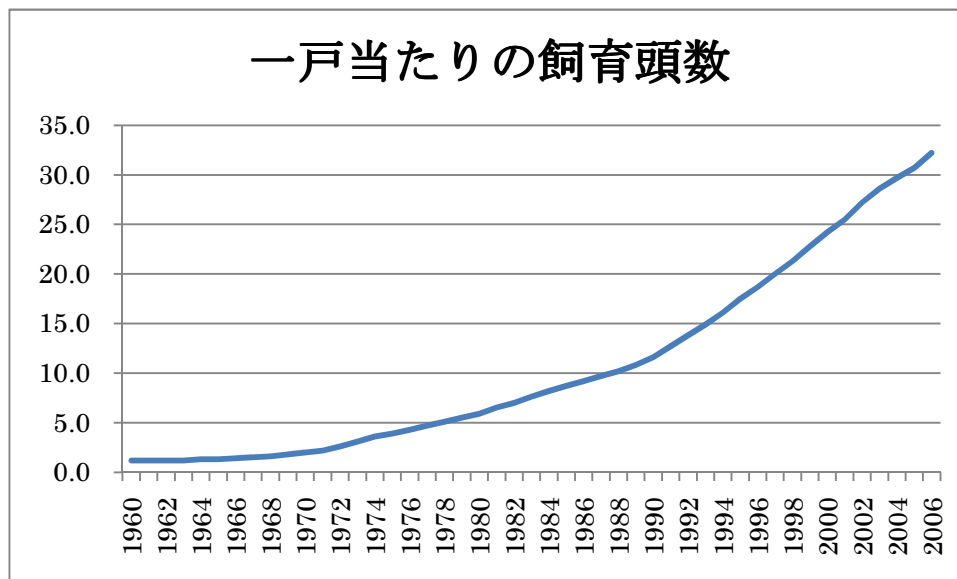


出典 農林水産省「牛肉・乳製品及び牛肉の貿易の状況」

http://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/tikusan/kikaku/h1605/pdf/ref_data2.pdf。

図表14より、一戸当たりの飼育頭数は増加しており、また畜産分野における農業生産法人数も増加していることが分かる（図表15）。事業を集約することで経営の効率化に成功した畜産農家が経営存続し、彼らを中心に牛肉の生産を支えていると考えられる。また日本の牛肉の自給率は低下しておらずここ数年は40%台を維持している（図表16）。むしろ集約化することで効率化を図り、牛肉の輸入に対抗しているといえる。

図表 14 一戸当たりの肉牛飼育頭数

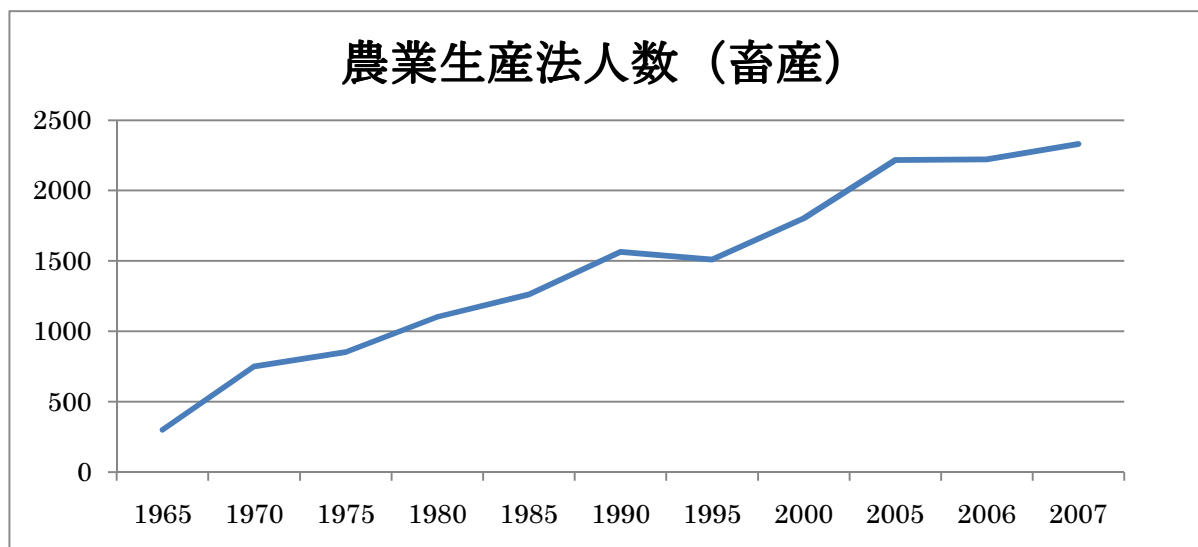


単位：頭

出典 農林水産省 肉用牛飼養戸数・頭数累年統計より

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Xlsdl.do?sinfid=000007055124>。

図表 15 日本の畜産分野における農業生産法人数の推移

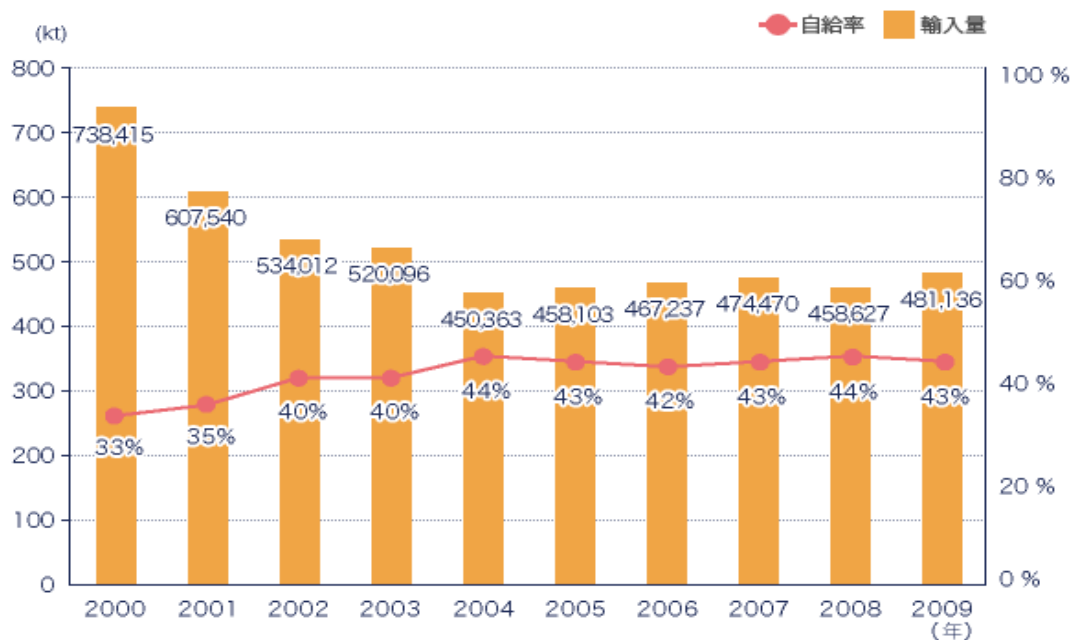


単位：法人

出典 市川治、吉岡徹、家串哲生、仁平恒夫、東山寛、津田渉、井上誠司

「農畜産経営における担い手としての出資型農業生産法人の増加要因分析」より作成

図表 16 日本の牛肉輸入量と自給率の推移

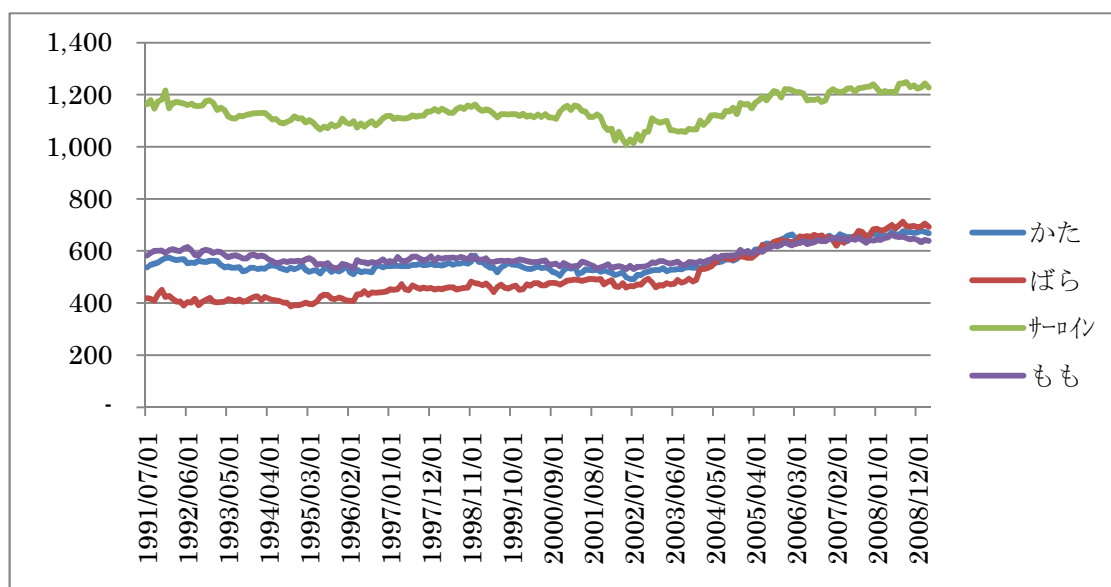


出典 米国食肉輸出連合会「日本の牛肉輸入量と自給率の推移」

<http://www.americanmeat.jp/trd/database/market/beef/002.html>。

さらに図表 17 をみると国産牛の価格は下落しているとは言えず、牛肉の自由化で日本の畜産業界が大打撃を受けたとは言いがたい。さらに近年では海外需要も増加している（図表 18）。これより国内価格を維持しつつ、輸出の拡大を行えることを示している。

図表 17 国産牛の小売価格の推移

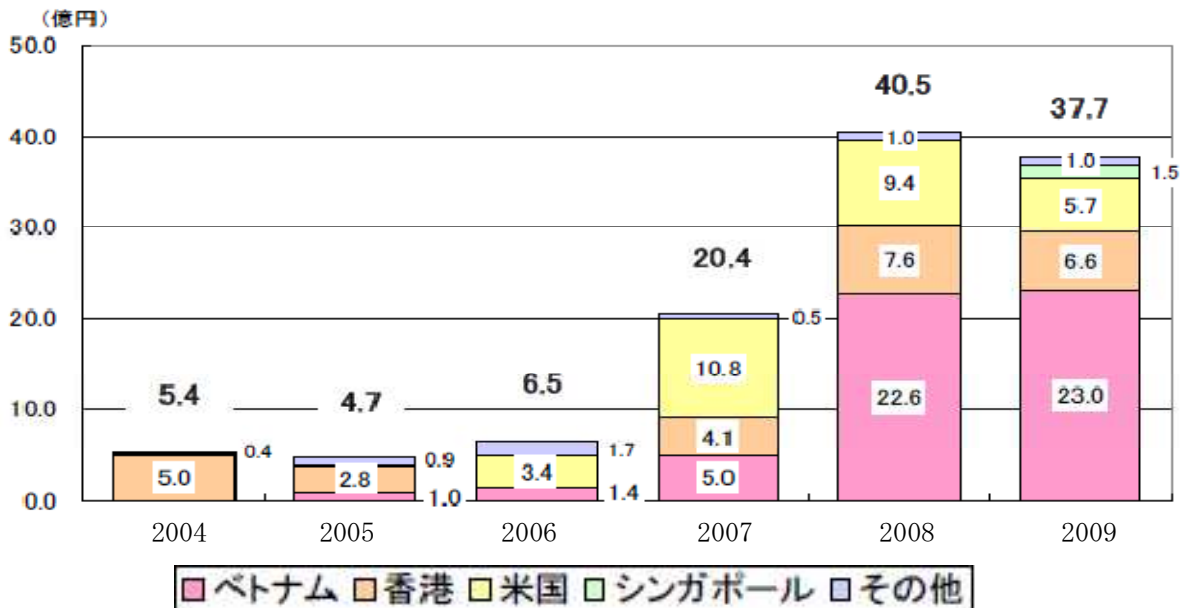


単位：円

出典 独立行政法人 農畜産業振興機構「畜産物の需給関係の諸統計データ」より作成

<http://lin.alic.go.jp/alic/statis/dome/data2/01dDate/2100aD.xls>

図表 18 国産牛の輸出額・輸出先国の推移



出典 農林水産省「農林水産物等輸出実績（品目別）」

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/hinmoku_betsu_2009.pdf

以上の考察より、政府の懸念の一つであった国内畜産農家の淘汰や国内価格の低下は、その予想に反する結果となった。肉牛の国内生産を維持したことで、価格の大きな変化をもたらさなかった。反対に輸出の拡大といった自由貿易の恩恵を享受する結果となっている。つまり、日本の農業自由貿易化はデメリットばかりとは考えられない。

さらに、法人化による規模の集積がこの結果をもたらした一因であるともいえる。牛肉の輸入自由化の際に畜産農家が行った規模の集積化によって生産効率化をもたらし、競争力を獲得した。この結果が他の農業分野にもいえるのであるならば、今後の農産物輸入自由化を想定した場合、日本の農政が検討すべき政策であるといえる。

第2節 農業法人への期待と問題点

前節において、牛肉輸入自由化を行った際に畜産農家が規模の集約を図った事例をみてきた。規模の集積を図ることで畜産農家は生産性を向上させ、国内市場において輸入牛肉との競争に耐えただけではなく海外市場への進出も進めることとなった。これらのメリットを享受するためにも我々は他の農業分野においても法人化を進める必要があると考える。しかし、農業法人の参入には様々な問題点がある。本節では農業法人参入を阻害してきた法律の存在や現在参入している法人が抱える問題を考察し、その改善点を探る。

第1項 企業参入の障壁となった法の存在

企業による農業分野の進出の妨げとなったひとつの理由に「農地法」の存在があげられる。1952年に制定された農地法の要旨を簡単にまとめると、「農地は耕作者自身が保有し自分自身で土地を耕作しなければならない」、ということになる。当時の農地法には農家主義ある

いは自然人主義という考えがとられたが、自然人とは法人ではないことを意味する。何故このようなかたちをとったかを考えると、戦前の地主と小作人の関係復活を防ぐ目的があったと思われる。しかし、土地所有者による直接耕作の理念が農業分野の企業参入が困難になったと考えられる。

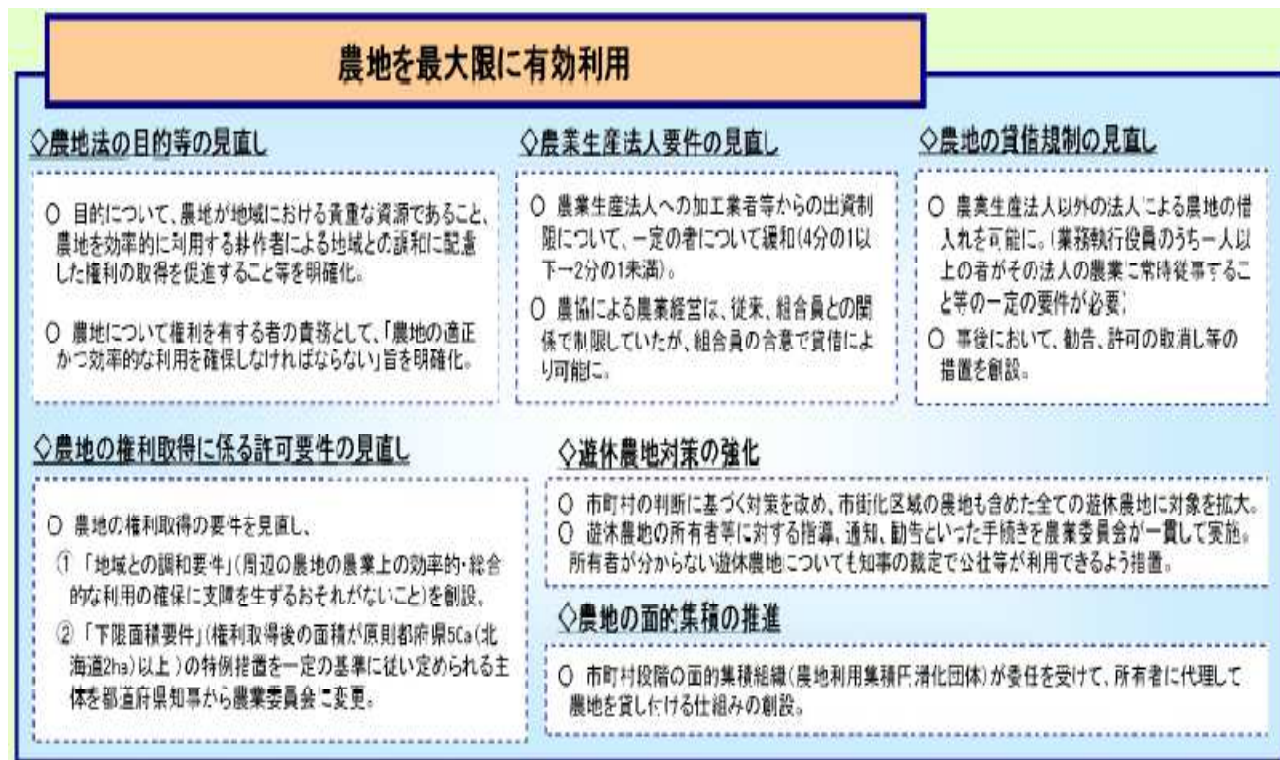
高度経済成長による農村から都市部への労働力流出や農業の機械化の進歩などの影響で農業の大規模化が図られるようになり、農地に対する考えも徐々に変化していった。

1962 年の農地法改正で農業生産法人にも土地の所有と耕作が認められ、1970 年の改正では土地の賃貸借が認められた。しかし農地の価格上昇を期待する人々が土地を手放さないため農地の流動化はうまく進まなかった。1980 年に農地流動化を目指した「農用地利用増進法」が制定されたが、農地法とともに存在することで農地制度がより複雑になってしまった。

また、次に上げる 2 つの法律が農地制度をさらに複雑にした。そのひとつが 1968 年に制定された「都市計画法」であり、もうひとつが 1969 年に制定された「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」である。前者の「都市計画法」は都市部における土地計画を盛り込んだものであり、1968 年当時日本は高度経済成長期であり都市部の近郊で無秩序な開発が行われていた。この法律により市街化区域と市街化調整区域という区分がなされ、都市の側から農地を含む土地利用に制限がかけられてしまった。後者の「農振法」は農村部の土地利用計画として制定され、詳しく述べると農業振興地域を設定し特に優良な農地を農用地区域として転用に制限をかけたものである。このように様々な法律が併存することで土地利用計画に様々な矛盾が生じ、企業の農業参入が上手く進まなかった。

そして 2009 年に食糧供給の安定化と土地の有効活用を目指した、改正農地法が施行された。改正農地法の特徴は、図表 19 のとおりである。

図表 19 改正農地法の概要



出典 農林水産省「改正農地法について」

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kaikaku/pdf/kaisei.pdf>

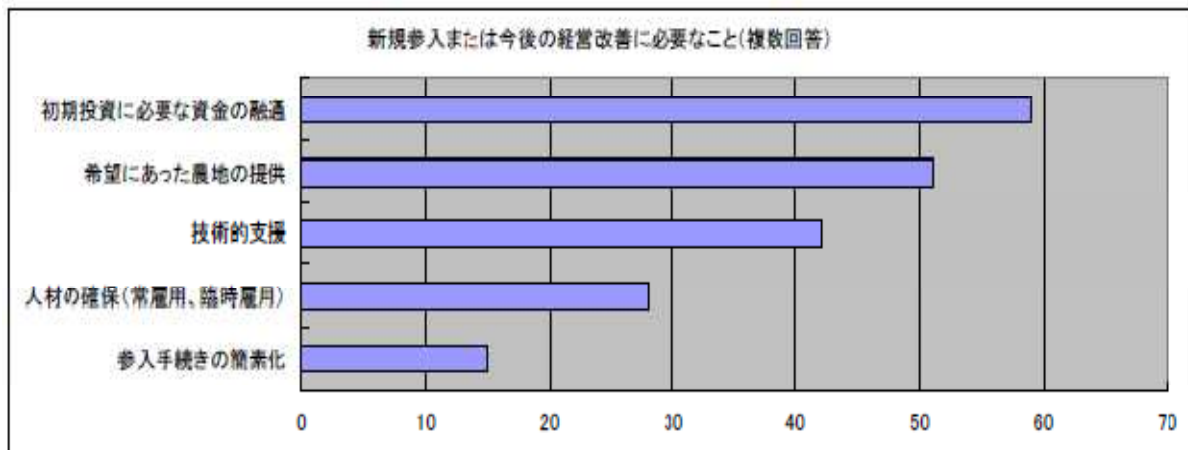
第2項 農業法人参入時における問題点

以上に述べてきたように、自由貿易協定を締結し今後の市場の自由化を行う場合、国内農家が輸入農産品との競争を可能にするための方策を考える必要がある。その方策として1節で考察した法人化による規模の集積を考えたい。畜産農家のように生産効率化が他の農業分野にも適合するかどうかは次章において分析する。

加えて今後世界人口が増加した場合、農産品の需要は世界中で高まるとも考えられ、その時に海外市場に進出する必要がある。また国内市場が人口減少で縮小することを想定すると海外に市場を見出す必要もある。しかし現行の小規模農家ではまとまった量の農産品の収集や海外市場に対する販売チャネル、交渉力の乏しさは直接販売を想定すると一つのハンデとなるだろう。規模の大きい農業法人が農業の担い手として確立することは市場において、その存在感は大きいものとなるだろう。また今後さらに進展する少子高齢化によって農業就業者数は減少すると考えられるならば、少ない経営資源をいかに効率的に配分するかなどを考える必要がある。このように農業法人の参入促進というシナリオには今後の国内情勢の変化に対応できることや海外市場への進出など期待されうる点がいくつかある。

しかし、参入にはいくつか問題点がある。そのひとつが土地収受の難しさである。法人が参入する際には大規模化をねらい、まとまった範囲の土地を所望する。農水省が過去に行ったアンケートにおいても土地取得時の初期投資に関しての課題が示されている。参入には法人が想定する以上に多額の資金が必要となる。またその融資先の選択肢が自己資金に多くを依存する状況にあり、その融資先の拡充も必要になっていると考える。また希望にあった農地の提供に関してもアンケートにおいてその提供用地の不備などが課題として示されている。(図表 20、21、22)

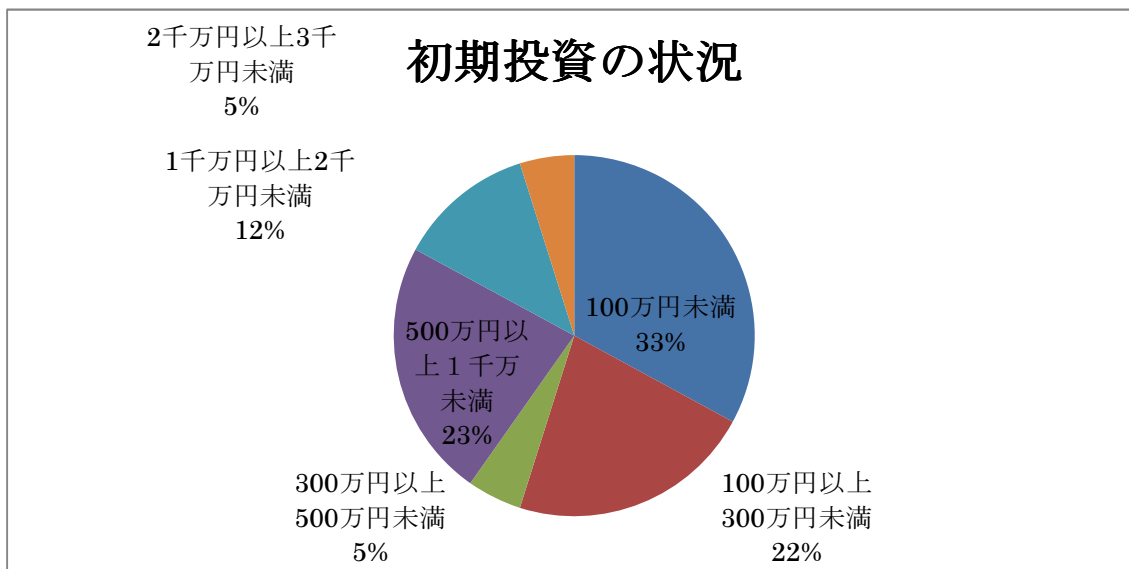
図表 20 農業法人に対するアンケート結果



出典 農林水産省経営局構造改善課アンケート結果より抜粋 (2006年5月実施)

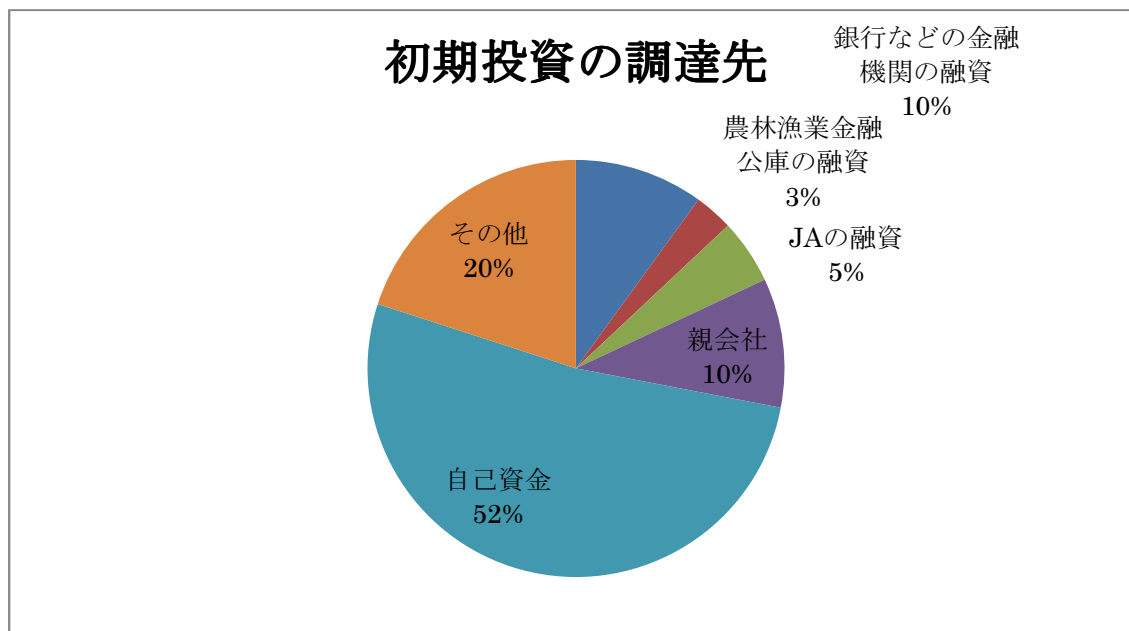
http://www.maff.go.jp/j/press/2006/pdf/20060901press_4b.pdf

図表 21 初期投資の状況



出典 農業参入連絡協議会実施アンケートより作成
 (2008 年 8 月実施 対象法人数：270 回答数：82 回収率：30%)
http://www.nca.or.jp/hojinsien/doc/questionnaire_08aug.pdf。

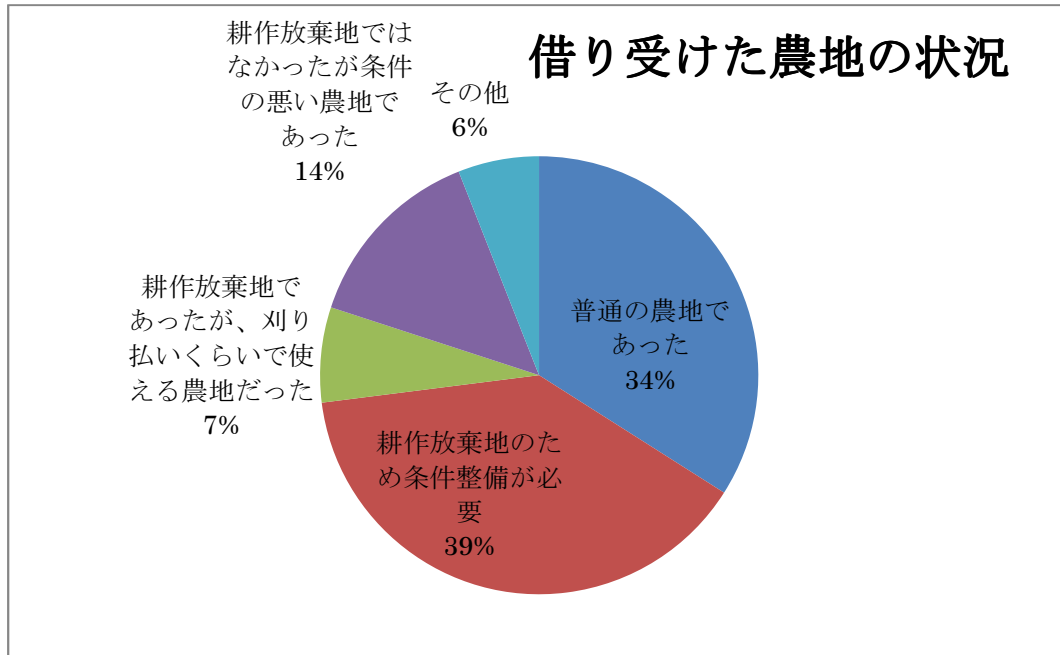
図表 22 初期投資の調達先



出典 農業参入連絡協議会実施アンケートより作成
 (2008 年 8 月実施 対象法人数：270 回答数：82 回収率：30%)
http://www.nca.or.jp/hojinsien/doc/questionnaire_08aug.pdf。

以下のアンケート結果から、その大部分の農業法人が借り受けた土地に満足していないことが示されている（図表 23）。農地条件整備などはさらなる費用を発生させるものである。農業法人が抱える主たる経営課題は資金調達の部分である。資金調達の手段として民間金融機関の更なる活用や株式や債券の発行による外部資金の活用もこの問題の解決の一助になると考える。

図表 23 借り受けた農地の状況



出典 農業参入連絡協議会実施アンケートより作成
 (2008 年 8 月実施 対象法人数：270 回答数：82 回収率：30%)
http://www.nca.or.jp/hojinsien/doc/questionnaire_08aug.pdf。

第4章 分析

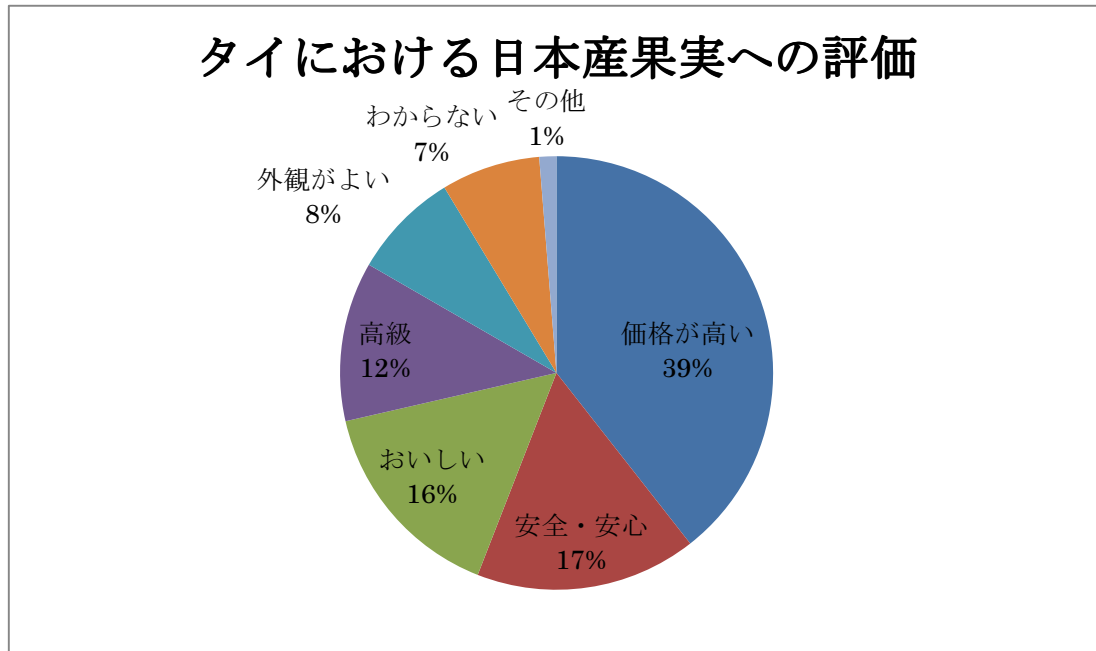
この章では数値を用いた分析を行う。大きく分けて2つの分析を行った。1つは2章、3章で指摘した農業法人化による効果である。もう1つは将来生産が伸び、輸出した際の海外需要の推計である。

第1節 分析の意義と目的

我々は自由貿易を推進するうえで、日本の農業がボトルネックとなっていることを指摘してきた。しかし、我々は日本の農業は成長の可能性を有していると考え。特にアジアでは、日本産農産物は安全性や品質において一定のブランドを確立しており、今後のアジア諸国の発展とともに、潜在的な需要が生まれてくることが予想される。今後新たに生まれてくる市場を開拓し、潜在的な需要を獲得するには早い段階から農政改革などにより準備をする必要がある。

日本の農産物はブランドを確立する一方、高価格が障壁となってきた。農林水産省のアンケートでは日本の農産物は海外で「安全・安心」や「おいしい」といった評価を受けている。つまり、東・東南アジアにおいて品質や安全性において優位性を持っていると考えられる。一方で日本の農産物は「値段が高い」「高級」といった評価も受けている（図表 24）。そのため、これらを消費できるのは一部の高所得者に限られてきたと考えられる。

図表 24 海外の日本産農産物への評価の一例



出典 農林水産省「平成 18 年度食料・農業・農村白書」より作成

今後の経済発展によって、高所得者が増加することにより、日本産農産物の需要も増加すると考えられる。それでは、果たしてどれだけ潜在的な需要が形成されるのだろうか。換言すれば、どれだけ日本産農産物を消費できるような高所得者層が形成されるのだろうか。我々は分析によってその潜在的な需要を計測する。

もし、将来における日本産農産物の需要が多大なものであるならば、日本の農業は今後輸出によって更なる発展を遂げることが可能であるといえる。そして、それに備えてすべきことは自由貿易協定の締結の促進や農業経営の効率化、生産性の向上である。こうした意味から日本の農業は本来ボトルネックとならないと我々は考えている。

また、需要拡大を前にしている日本農業にとって有益であると我々が考える農業生産の法人化の効果の可視化も行う。前章で示した畜産農家が規模の集約化を図り、経営効率化を行った例から法人化にはメリットがあることが考えられる。本章で農業経営体は法人化により、規模拡大によるスケールメリットや生産性向上が期待できる、ということを他の農業分野でもみられることを示す。もし効率化が行えるのであれば、その農産品の供給能力は高まり、今後予測される需要に対応することができるのである。

我々が今回行う分析のねらいとしては 2 点ある。1 点目は、農業法人のメリットを可視化することであり、2 点目は今後の海外市場の需要予測を行うことである。これらを分析によってその具体的結果を導出することにより、我々独自の政策提言の一助となると考えている。

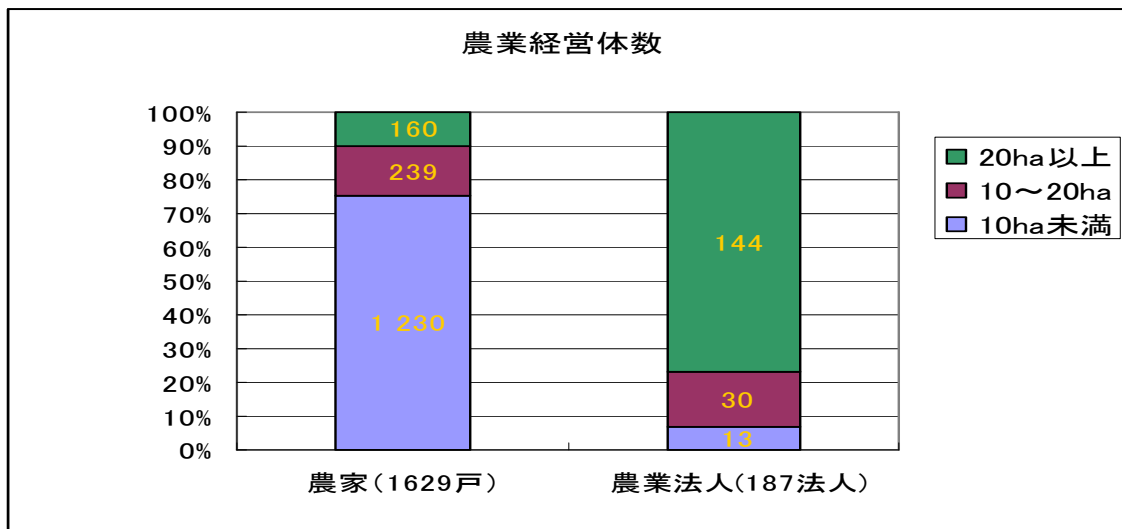
第2節 農業法人化の効果

我々は農業経営体が法人化することにより、どのような効果があるのかを検証するために、分析を行なう。なお、ここでは法人化していない農業経営体を農家とし、法人化された農業経営体を農業法人とする。

農業の法人化の分析を始めるにあたり、データとして主に農林水産省「農業経営統計調査」を用いる。分析には2008年のものを用いる。統計の性質上、農家の指標に用いるものは農産物販売額50万円以上で経営耕地面積が30アール以上の販売農家となる。また、農業法人の指標に用いるものは組織法人とする。なお、ここでは水田作経営⁽¹⁷⁾について分析する。

まず、農業法人の現状を見てみる（図表25）。農家、農業法人の数では現在農家が1629戸、農業法人が187法人あり、農家では小規模経営の割合が大きく、法人では大規模化する傾向が強い。

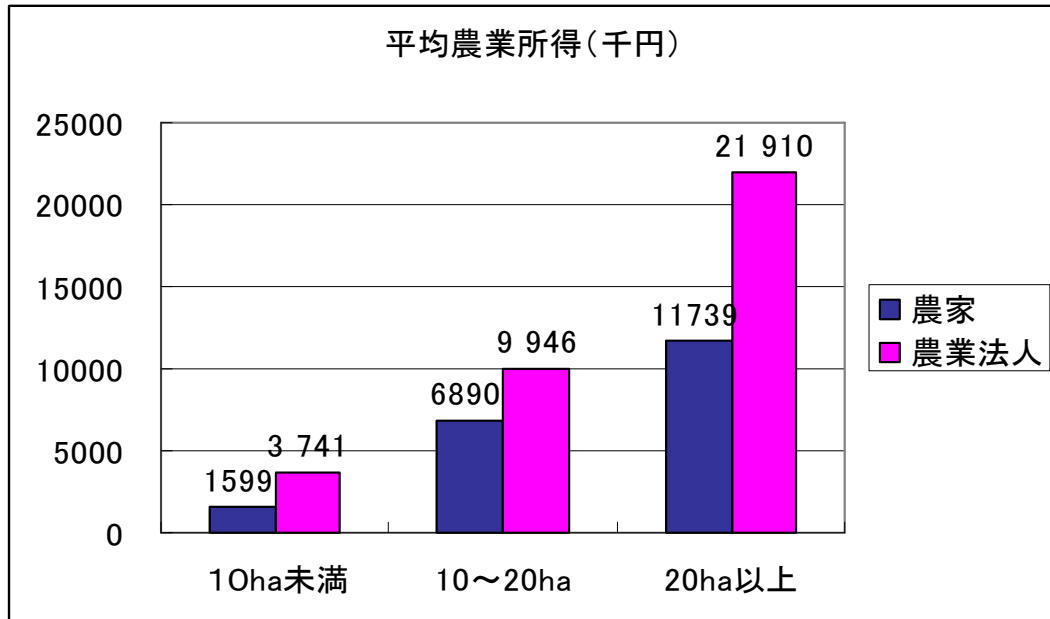
図表 25 農業経営体数



出典 農林水産省「農業経営統計調査」。

⁽¹⁷⁾ 稲、麦類、雑穀、イモ類、豆類、工芸農作物のうち水田で作付けした作物の販売収入合計が他の営農類型の農業販売収入と比べて最も多い経営。

図表 26 一経営体当たり平均農業所得の比較



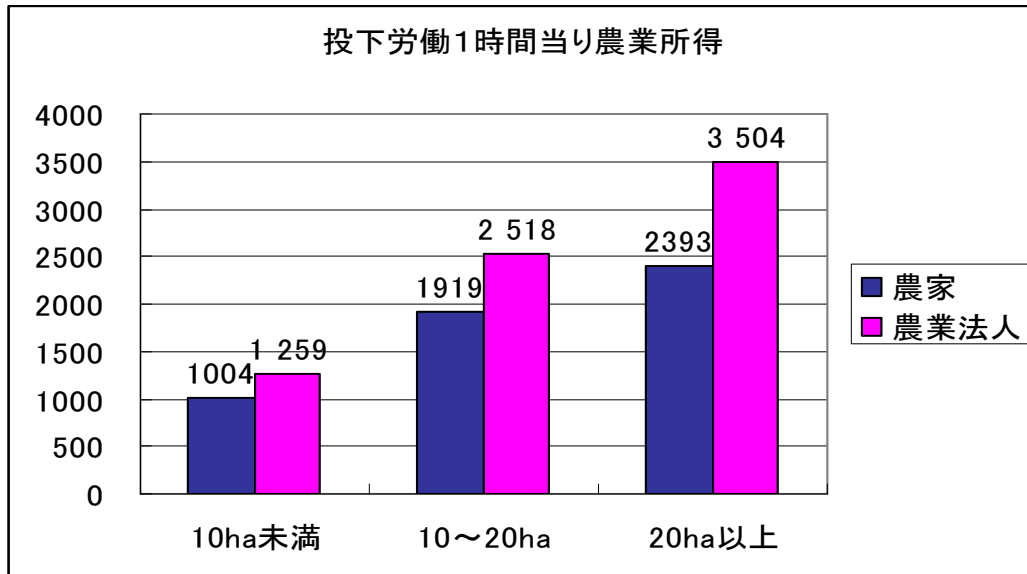
出典 農林水産省「農業経営統計調査」。

図表 26 では農家と農業法人の 1 経営体当たりの農業所得を規模別に示した。これを見ると農業法人の方がより収益性が高いことがわかる。また、農業法人はより規模の経済が働いていることがわかる。つまり、法人化によって規模拡大を効率的に行なうことができたということを示している。さらに法人化によって、大規模化によるスケールメリットのほか生産性が高まっているということが考えられる。

労働生産性を測るために投下労働 1 時間当り農業所得、一人当たりの農業所得を計測する。図表 27 では労働生産性を測る指標として、投下労働 1 時間当り農業所得を用い、農家と農業法人を比較した。農業法人の指標は構成員農業投下労働 1 時間当り農業所得、農家は農業所得合計を自営農業労働時間合計で割ったものである。図表 28 における一人当たりの農業所得は専従構成員一人当たりの農業所得を用いている。農家には農業経営関与者数合計を農業所得合計で割ったものを用いた。

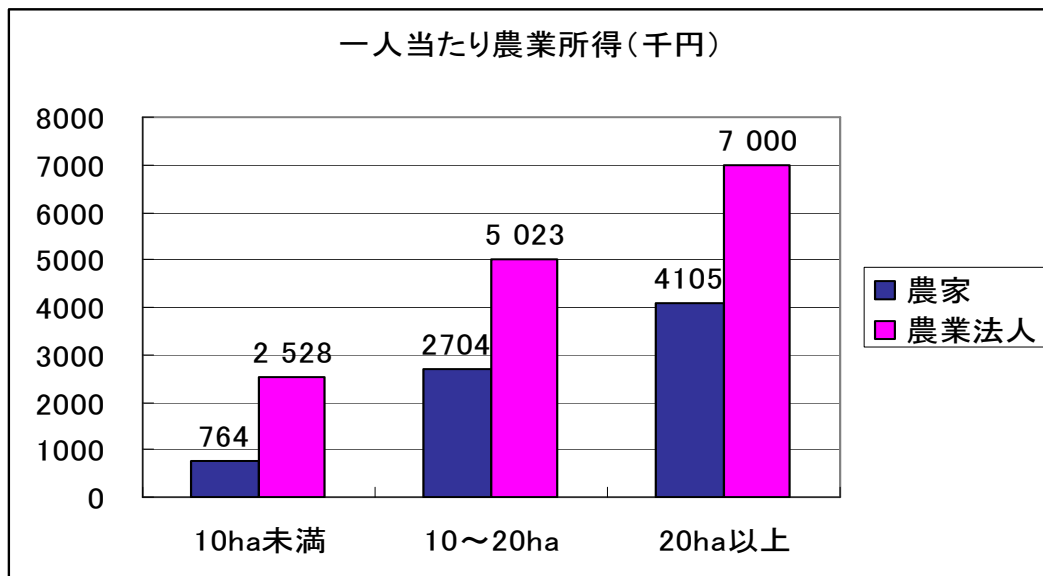
図表 27、図表 28 のどちらにおいても規模の経済とともに農業法人化による労働生産性が確認できる。つまり、農業法人化によって労働投入の効率性が上昇するとともに、所得上昇も期待できるのである。ここでは 2 章で言及した規模の経済や経営管理能力の向上、効率的生産が起きていると考えられる。

図表 27 労働生産性の比較



出典 農林水産省「農業経営統計調査」。

図表 28 一人当たり農業所得



出典 農林水産省「農業経営統計調査」。

以上に見たように、農業法人化を行うことによって経営管理能力や生産効率の向上により、大規模化による規模の経済や労働生産性の上昇が期待できる。現在の農業は政府から過剰な保護を受けているといわざるをえない。もし日本が自由貿易協定締結を促進するならば、それを踏まえた農業法人化による競争力強化も必要となるだろう。

第3節 海外需要の推定

我々は東・東南アジアの富裕化によって、日本産農産物に対する潜在的な需要は増加するという問題意識の下、分析を行なう。そこで、将来的に世界の食料事情はどうなるのかを述べつつ、アジア諸国における所得分布の将来予測から、日本産農産物を購入できる程度の所得者の数の推計について話を収斂させていきたい。当然、高所得者が増えたからといって単純に日本産農産物輸出が増加するわけではない。その新たな市場をいかに開拓し、いかに市場を獲得していくのかということが日本の課題となる。

さて、これから世界の食料事情はどうなっていくのだろうか。地球温暖化による作物への被害、アフリカ諸国など新興国の発展などによりますます食料難が起これと言われている。図表 35 に示したように、新興国に限定した食料需給は、明らかに超過需要であることが分かる。この状況が示唆することは、それらの国々を中心とした食料価格の上昇である。将来的な食料価格の上昇が見込まれることに加え、我々が提言する政策の1つである農業法人参入の促進、それによる生産の効率化の成功があるならば、相対的に高価な日本の農産物を需要する可能性は高い。そして、これは当然、自由貿易協定締結後にも日本における農業存続の可能性を示唆する。

だが、だからといってむやみにアフリカ諸国等に食料を供給するわけではない。日本の輸出先として考えられるのは主に東・東南アジアである。所得の分析をするうえで、グラビティモデル⁽¹⁸⁾による貿易効果分析も考慮にいれると、地理的にも近い東・東南アジア諸国の経済成長が日本にとって非常に望ましいものである。そのモデルに示されるような効果を得るのに必要な条件が揃っているだけでなく、日本との比較優位によるメリットも期待できるためである。上記のモデルでは、距離が近ければそれだけ貿易の量が多くなり、当然それには貿易の額や割合も比例して増加する。実際に日本の農産物の輸出先は主に東・東南アジアである（図表 29）。現状では、人口の多い中国の他に香港、韓国、台湾といった東アジアの高所得国が並ぶ。また、東南アジアの高所得国であるシンガポールにおいても人口が少ないにもかかわらず高い輸入額を示している。それに加え、グラビティモデルにおける地理的要因を考慮すれば、中国、韓国、ASEAN⁽¹⁹⁾について扱うことが妥当であり、それらについての分析を行う。

世界の食糧需要が拡大すると想定するならば、我々はその際に留意点として考察するべき点がある。それは日本の相対的に高価な農作物が必要される状況になるのかどうかであり、特に一般に差異化に懸念があるコメのような穀物においても、それが成り立つかどうかを示す必要がある。高価な作物については上述の通り、世界の食料需給の予測から需要される状況になる可能性が高い。日本政策金融公庫が 2008 年に中国（上海・北京）で高所得者⁽²⁰⁾を対象に行ったアンケートでは、その富裕層の 68%が日本産の食品を購入したことがあり、図表 30 では所得が増加するほど日本輸入食品の購入は増加する傾向を示している。それは、日常の食品を購入するうえで健康・安全志向であることに起因すると考えられる（図表 31）。だが、通常品⁽²¹⁾と同じく継続して購入すると答えたのは 4 割に留まった。やはり価格がネックとなっているようだ。価格さえ下がれば購入する意欲のある人は多い（図表 32）。香港

(18) グラビティモデルとは、二国間の輸出量は両国の経済規模が大きいほど、また地理的距離が近いほど大きくなる傾向があるという観察に基づいて貿易量を説明するモデル。特に自由貿易協定による貿易創出効果と貿易転換効果を分析する一般的な手法。

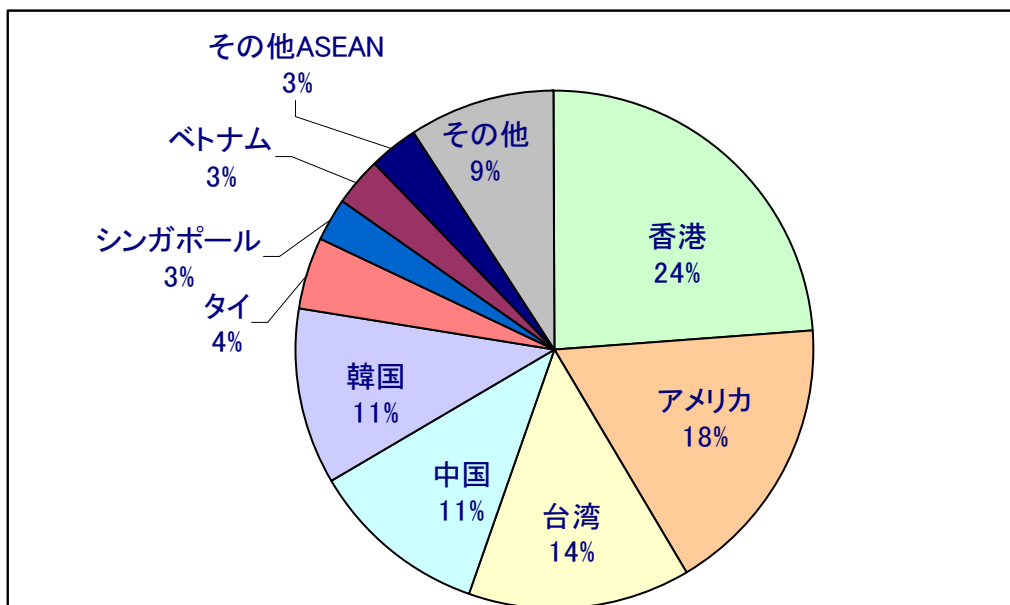
(19) 分析では ASEAN はシンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム。

(20) 高所得者の対象年収を指標としては、6 万 7 千円～9 万 6 千円、9 万 6 千円～14 万 4 千円、14 万 4 千円～18 万円、18 万円以上、この 4 つの所得層からそれぞれ 500 人ずつとする。

(21) 通常品とは、国産品をはじめとして、常日頃購入している品。

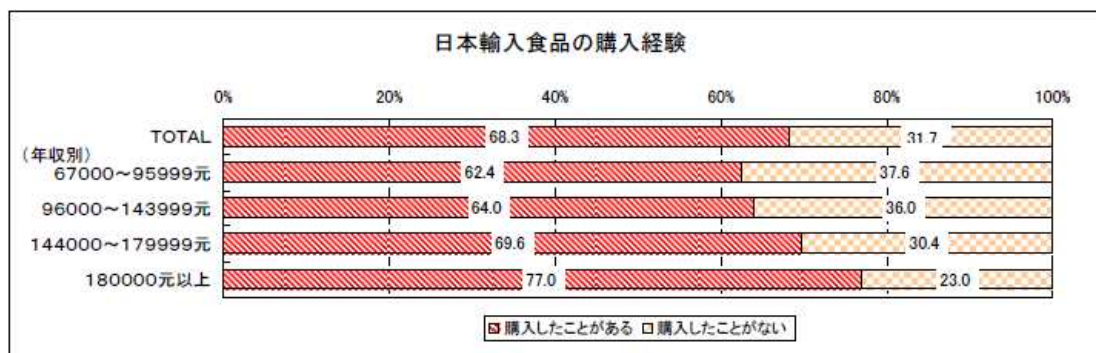
では、日本輸入食品購入経験者がどの所得層でも 95% 近くであること以外、同様の傾向が見られた（図表 33、34）。しかし、両者に共通して言えることは、国内で買う食品より高くても日本産の食品を購入する意欲があることが示されていることである。これは、国際的に高価な農作物が需要され得ることも意味する。その上、農業法人の参入促進によるコストダウンで、海外での需要は一層増えると考えられる。

図表 29 日本の農産物輸出先上位 20 位の内訳（2009 年）

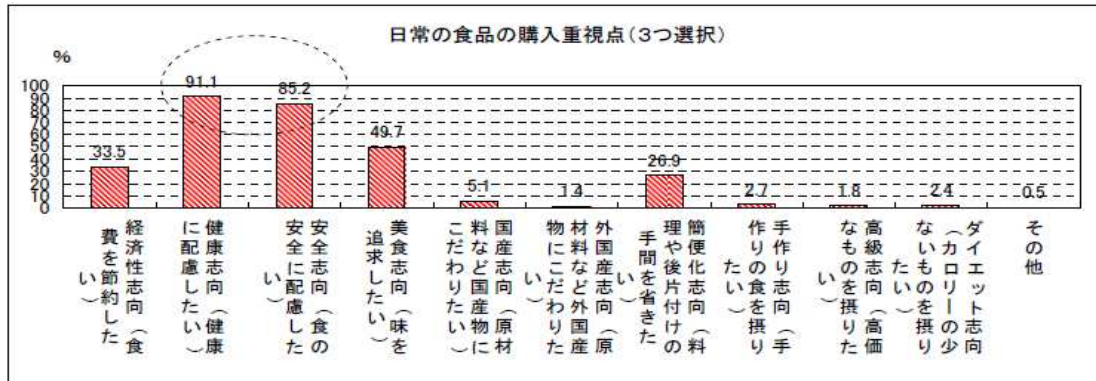


出典 農林水産省「農林水産物輸出統計」

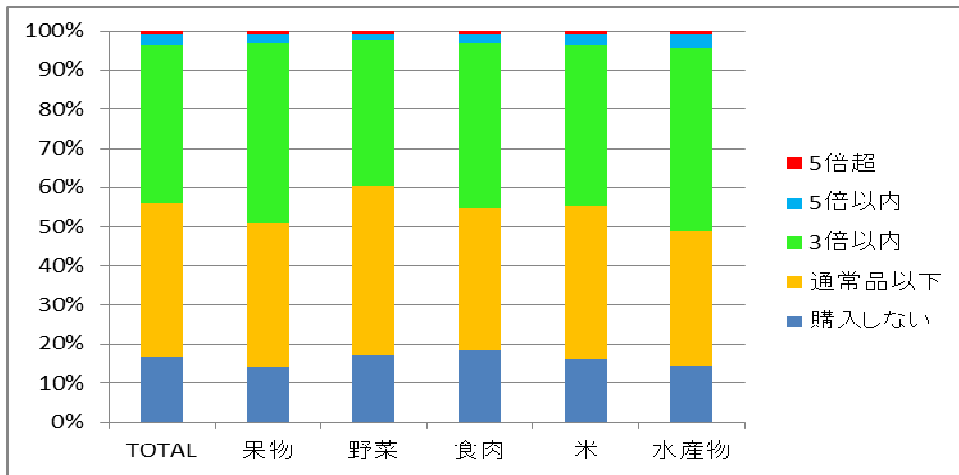
図表 30 中国における日本の輸入食品の購入経験者の割合



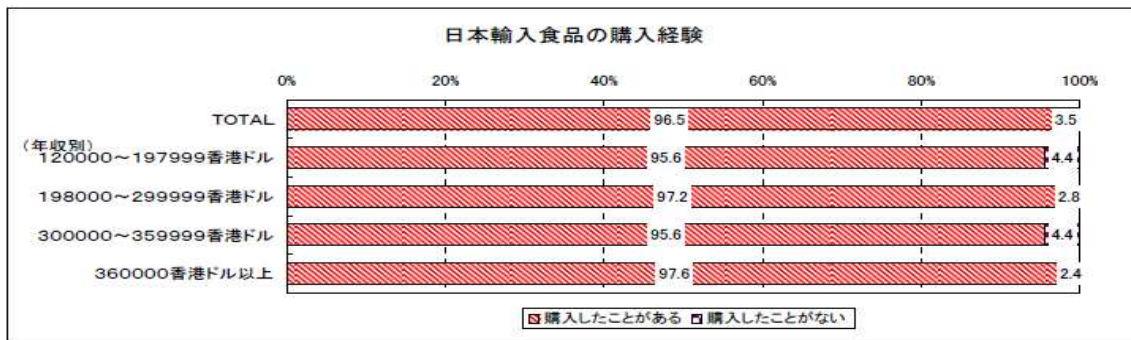
図表 31 中国の日常の食品の購入重視点



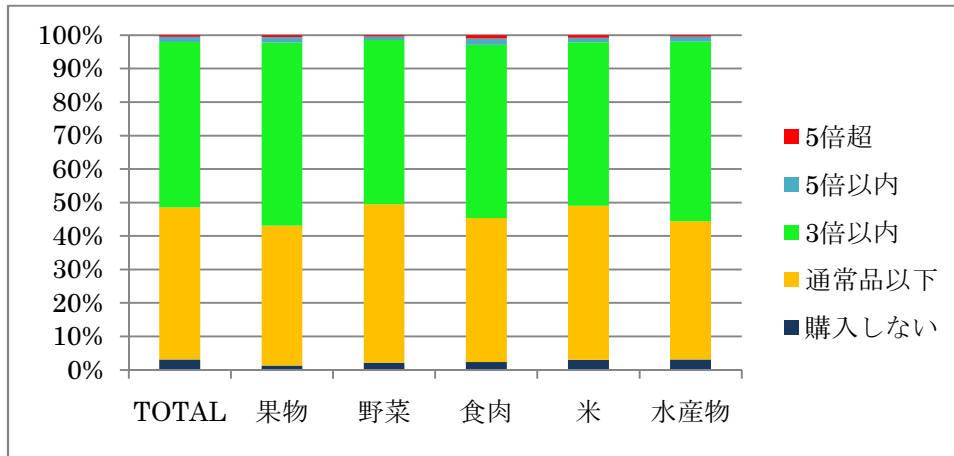
図表 32 中国における日本輸入食品の許容価格帯 (通常品比)



図表 33 香港における日本輸入食品の購入経験



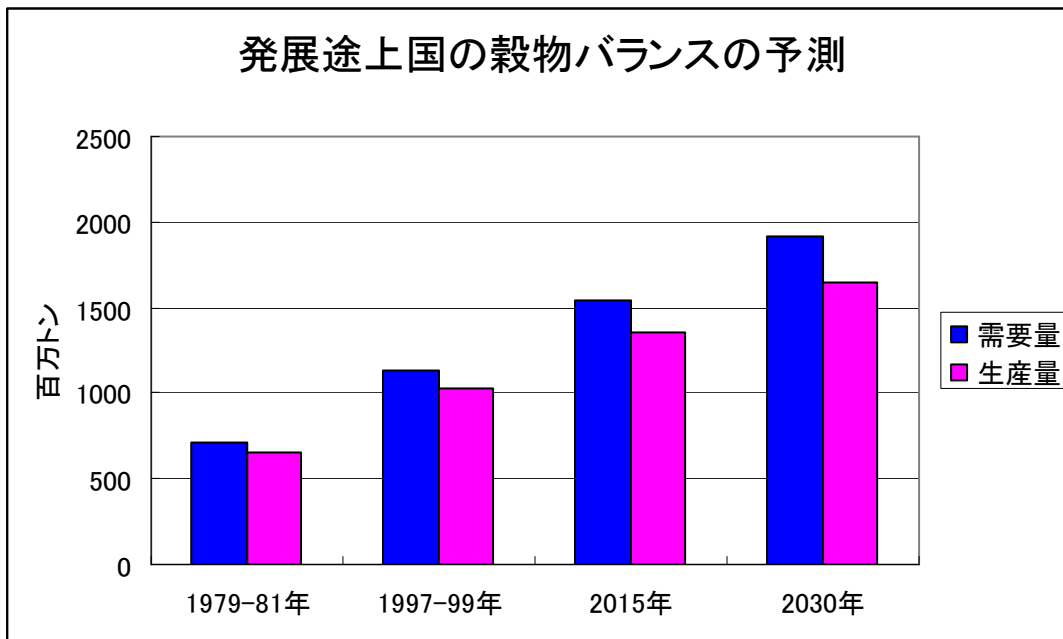
図表 34 香港における日本輸入食品の許容価格帯（通常品比）



出典 日本政策金融公庫 平成 20 年度第 2 回「消費者動向等調査結果」より引用・作成（図表 30～図表 34）

http://www.afc.jfc.go.jp/profile/news/2008/pdf/press_081031.pdf

図表 35 発展途上国での食糧需給



出典 FAO “World Agriculture”

<http://www.fao.org/docrep/004/y3557e/y3557e17.htm#a5>

続いて、日本のコメが需要されるのかについても確認する。日本においては、コメにおいて一定のブランド志向が認められる。例えば、コメでは 2005 年 3 月における国産米の国内小売価格は 551 円/kg、アメリカ産米では 301 円/kg、タイ産米では 243 円/kg である。この例から 2 つの重大な結論を導ける。1 つ目は、少なくとも日本の所得水準においては食においてブランド価値を認め、それに対する支出を行なうという経済活動をするということである。日本においては同じコメを消費できるにも関わらず、多く支払ったとしても国内産米を

選択しているのである。2つ目は、コメのような穀類においても消費者はブランド価値を見出すということである。穀類は差異化が難しいという懸念も存在するが、日本においてはコメという穀類でもブランド志向が存在しうるといえる。つまり、東・東南アジアにおいても日本と同じ所得水準になることによって、こうした農作物に対するブランドを認め、需要が生ずるのではないだろうか。

また、上述のアンケートでは、中国の富裕層が日本の食品を買う際の識別方法として、知っているブランドの名前で見分ける、と答えた割合は購入経験者の 58%にも上った。それは、日本産と表示してあること、に次いで多い回答である。これは、日本の食品が海外における一定のブランド構築に成功し、少なくとも中国ではそれが購入基準になっていることへの証明になるだろう。

第1項 分析に使用するモデル

我々は所得分布の推移から高所得者の推移を試算する。所得分布のモデルには対数正規分布を用いることにする。対数正規分布は

$$f(x) = \frac{1}{\sigma x \sqrt{2\pi}} \exp \left\{ -\frac{1}{2\sigma^2} (\log x - \mu)^2 \right\}$$

という式で表される。なお、ここでパラメータとして σ が標準偏差、 μ が中央値であり、独立変数 x は所得を表している。一般に所得分布は対数正規分布に近い形状をしているといわれる。そして、対数正規分布は σ 、 μ という少ないパラメータにより分析ができるため、所得分布を推計する際に広く用いられる。なお、標準偏差 σ はジニ係数との関係から

$$\text{ジニ係数} = 2 \int_{-\infty}^{\frac{\sigma}{\sqrt{2}}} \frac{1}{\sqrt{2\pi}} \exp \left(-\frac{1}{2} z^2 \right) dz - 1$$

と表される。そのため、 σ はジニ係数によって決定される。また、中央値 μ において

$$\text{平均値} = \exp(\mu + \sigma^2)$$

であるため、中央値 μ は σ 、平均所得によって決定される。

高所得者数は、高所得者の割合 $\times$ 人口という式に従うとする。具体的には先程示した所得分布曲線を用いて

$$\text{高所得者数} = P \int_0^a f(x) dx$$

で表すとする。ここで P は人口であり、 a は高所得と定義される所得水準を示している

第1項 分析に使用するデータ

分析に当たって使用するデータはジニ係数、平均所得、将来の予測人口である。ジニ係数については、図表 36 の数値を使用する。ジニ係数の決定要因は文化や社会形態に大きく依存すると考えられるので、一定であると仮定する。

図表 36 ジニ係数

	中国	韓国	ASEAN
ジニ係数	0.415	0.313	0.432
調査年	2007	2007	2002～2008

注 ASEAN は単純平均値

出典 CIA ” World Facebook ”

平均所得については一人当たり GDP を用いる。一人当たり GDP を構成する要因は人口と GDP である。なお、ここでは人口は総人口、GDP は購買力平価で測られた GDP を使用する（図表 37）。

図表 37 中国・韓国・ASEAN の GDP・人口・一人当たり GDP

	GDP (10 億ドル, PPP)			人口 (100 万人)			一人当たり GDP		
年	中国	韓国	ASEAN	中国	韓国	ASEAN	中国	韓国	ASEAN
2009	8255	1243	2476	1331	49	509	6202	25367	4864
2015	13260	1320	3212	1389	49	546	9546	26939	5883
2020	17330	1560	3870	1417	49	572	12230	31837	6766
2025	20883	1697	4596	1417	48	592	14737	35354	7764
2030	25160	1860	5460	1411	47	616	17831	39574	8864

注 2009 年は実績値、それ以降は日本経済研究センターの試算、2015 年、2025 年は出典資料より算出

出典 World Bank ” World Data Bank ”、日本経済研究センター。

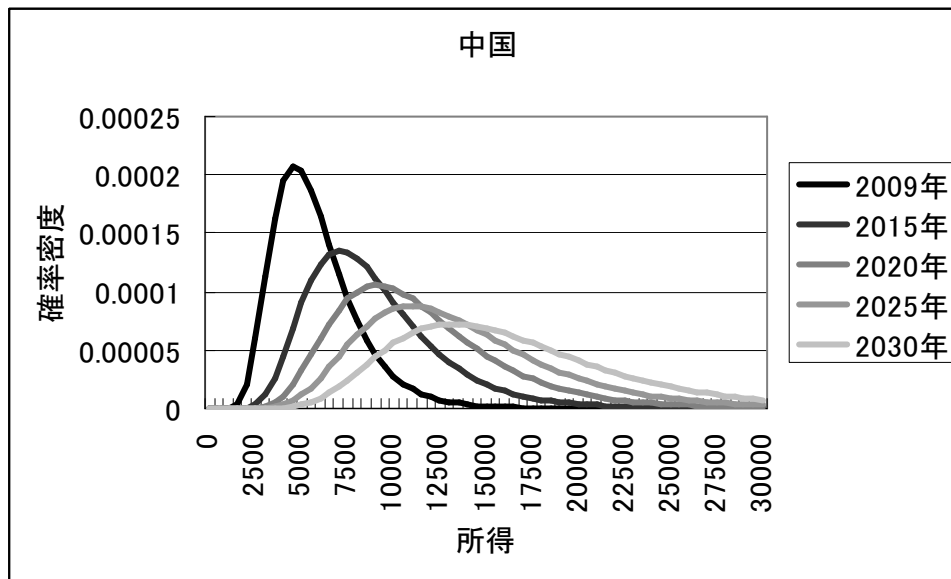
なお、この分析において高所得者を年間 20000 ドルの所得とする。これは現在の日本の最頻層程度の所得⁽²²⁾があれば日本産農産物を購買する能力が潜在的にあると考えられるからである。最頻層はもっとも人口が集中する所得層であり、一番人口が多くなる所得階級である。現在の日本の農産物輸出先上位 20 国の内、平均所得が 20000 ドルを越える東・東南アジアの国は香港・台湾・韓国・シンガポールであり、20000 ドル以下となるのがタイ、ベトナム、インドネシア、マレーシア、フィリピン、中国であることを考慮すると妥当な基準であるといえる。さらに、図表 30 においても、20000 ドル（18200 香港ドル）の所得では購買意欲があることが示されている。ここからも 20000 ドルという基準が妥当であるといえる。

⁽²²⁾2009 年では 19336 ドル。（筆者試算）。

第2項 分析結果

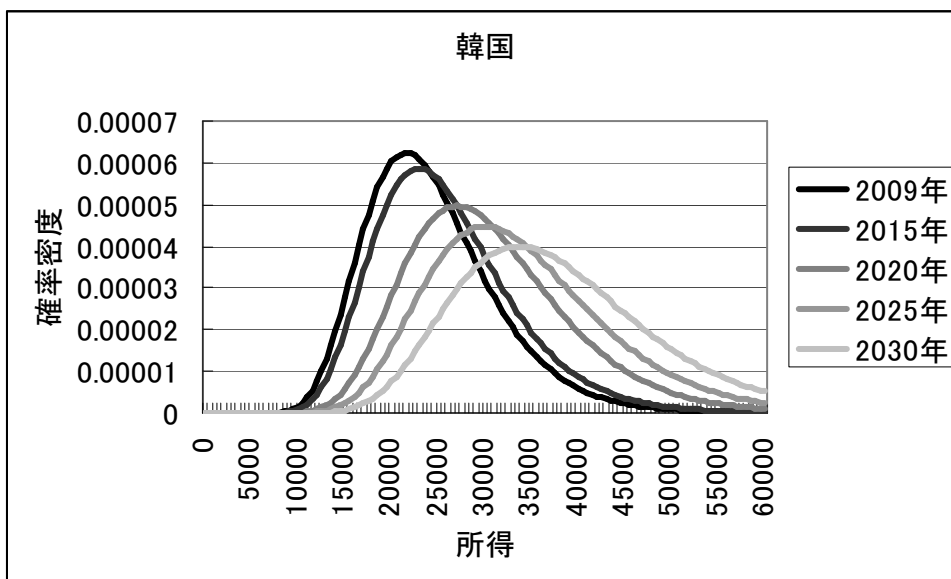
分析結果を図表 38、図表 39、図表 40 に示す。なお、縦軸は確率密度、横軸に単位ドルの所得である。

図表 38. 中国における所得分布の予測



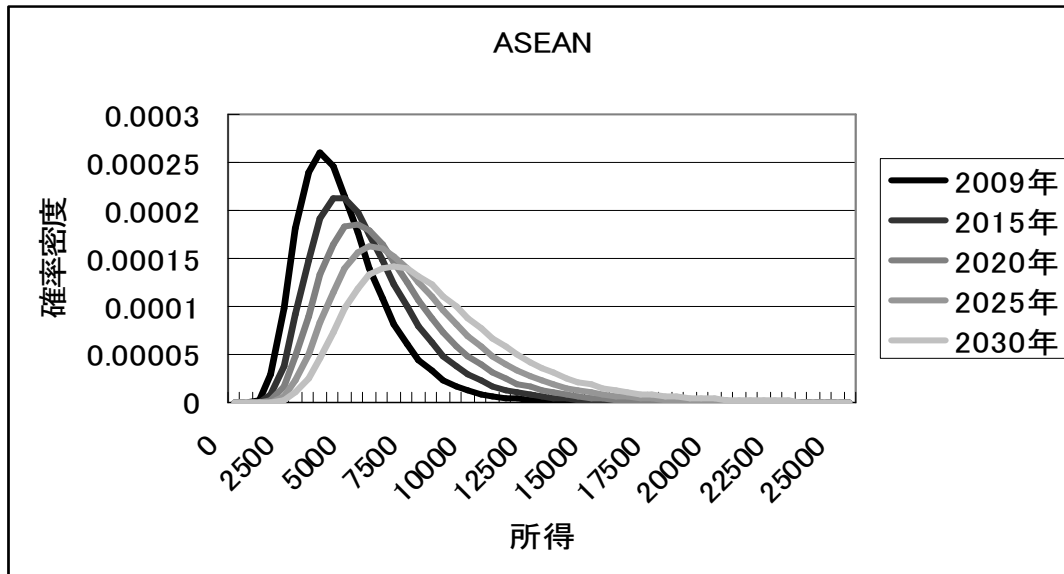
筆者推計

図表 39. 韓国における所得分布の予測



筆者推計

図表 40. ASEAN における所得分布の予測



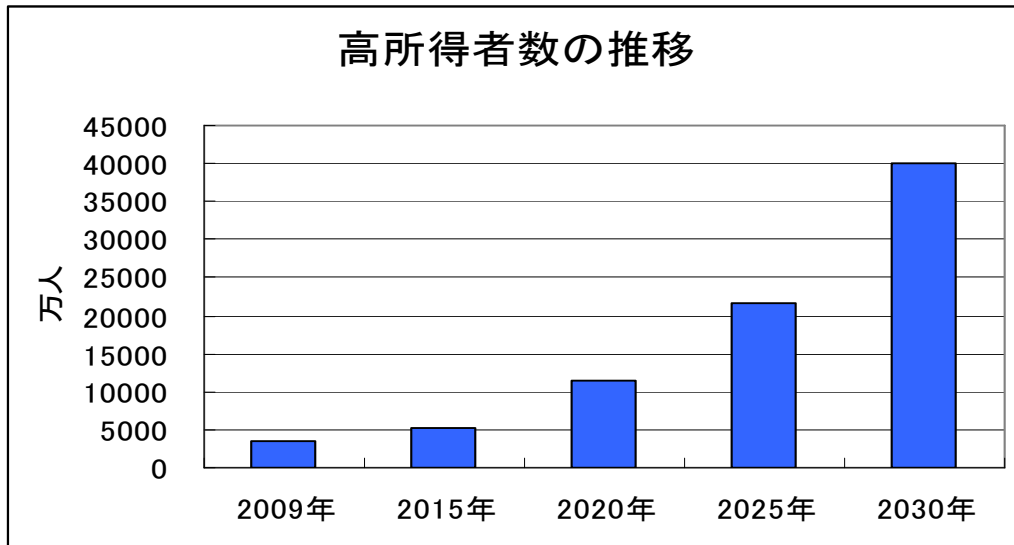
筆者推計

図表 38、図表 39、図表 40 のように、平均所得の上昇により所得分布の右シフトが起きていることがわかる。これに伴い高所得者層も増加している。所得水準 20000 ドルより右側であれば日本産農産物を需要できると考えられる。

それでは、高所得者数はどのように推移するのだろうか。その試算結果が図表 41 である。図表 41 は中国・韓国・ASEAN の高所得者数の合計の推移を示したものである。我々の試算によれば 2009 年から高所得者数は一貫して増加する。2009 年時点で 3500 万人を越える高所得者が存在していることになるが、その数は今後 20 年で 4 億人まで達する。拡大の中心は高成長と膨大な人口を抱える中国である。つまり、今後の東・東南アジアは日本の農産物の潜在的ではあるが日本の人口を大きく上回る大規模な市場となると我々は考えている。

今後この巨大な市場を日本に取り込むには、将来的に新興国で起こりうる食料の需要超過による価格の上昇に加え、先に述べたような農業法人化を行い、生産性の向上による価格の引き下げで内外価格差を縮めることだけでなく、現在と同等、もしくはそれ以上の品質や安全性を保てるようにブランドを構築していく必要がある。つまり、今後の東・東南アジアの食物市場でのシェアを獲得するには、完全な自由貿易下になることを想定した上で、日本農業の積極的な改革が不可欠なのである。

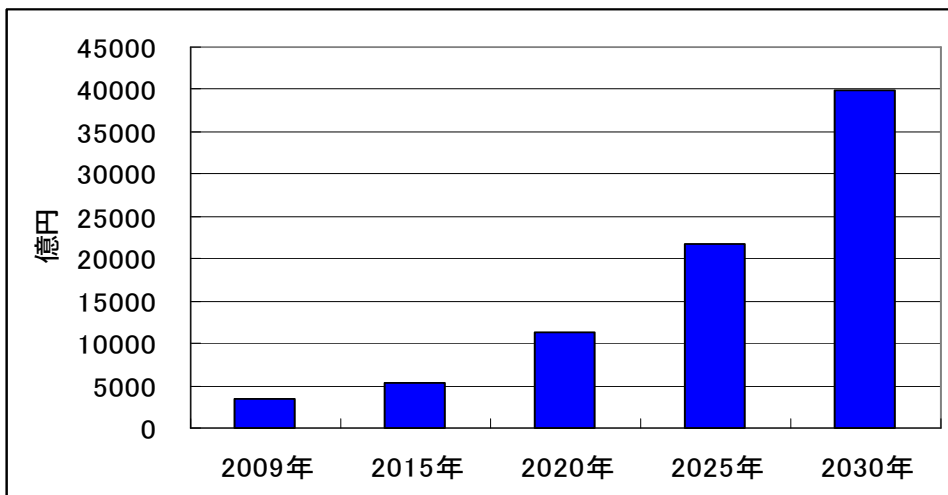
図表 41. 中国・韓国・ASEAN における高所得者数の推移（予測値）



筆者推計

現状において東・東南アジアへの輸出額を我々が推計した高所得者層のみが購買していると仮定すると、年間 1 万人当たり約 1 億円の購買額となる。そこで、その比率を一定とし、今後の日本の農産物の東・東南アジアでの市場規模を試算すると図表 42 のようになる。今後市場は高所得者の増加によって累増、2030 年時点では 4 兆円規模の市場となると見込まれる。これは額としても現在の日本の農業総生産に匹敵する額である。今後の日本経済の低成長、少子高齢化の進展による人口減少を考慮すると、日本農業は海外進出するのが最善の方法となるであろう。

図表 42 今後の東・東南アジアにおける市場規模の試算



筆者推計

第5章 政策提言

第1節 政策提言

本章では、これまでの議論、分析結果を踏まえた政策提言を行う。1つは自由貿易協定の締結を進めることであり、2つめはその締結においてボトルネックになっている日本の農政への改革案である。世界的にみても日本の農業の競争力は低い。欧米と比べて極端に狭い耕地面積、減反政策や戸別所得補償制度などの政策が農業の競争力を低くしている大きな要因である。そこで我々は農業法人の更なる参入促進を提言する。参入によって日本農業が抱える問題である、非効率な経営体質の改善につながると考える。

政策提言Ⅰ： 農業法人の参入促進

自由貿易協定の締結の推進を行うためには、まず農政改革を検討する必要がある。その理由としては現状の生産能力では市場を自由化した場合、海外農産品との競争に耐えうることが出来ないからである。そこで我々は農業法人の参入促進を提言する。農業法人参入の効果は規模拡大による経営効率化にあり、今後の市場自由化においては農業法人の経営効率化を促し、価格競争力の獲得が必要である。

政策提言Ⅱ： 自由貿易協定締結の推進

農業法人参入を進めた後に自由貿易協定締結の推進が必要である。また地政学の視座から東アジアをその締結対象に据えることを提言する。自由貿易の締結は海外との貿易をさらに促進するものであり、貿易を通して日本経済の成長に寄与するであろう。早期に協定を締結するためにも現在交渉中の案件を含めて議論をすすめるべきである。また分析結果が示唆するように、農産品においても海外輸出の可能性がある。このように日本の産業にとって大きな恩恵をもたらす。

第2節 農業法人の効果と必要性

本稿では輸入自由化に際して畜産農家が規模の集積を図り、国際競争力を獲得した事例とそこから考えられる農業法人化のメリットを分析による可視化によって示した。牛肉輸入自由化への対策として各畜産農家はその規模を集積することで経営の効率化を行った。その結果食料自給率や国内価格を維持することが出来た。加えて国産牛肉は海外市場に進出することが出来た。この畜産農家における法人化のメリットがその他の農業形態にもみられることを我々の分析を通して示した。つまり畜産農家のみならず他の農業形態においても経営効率化を促進するのである。そしてアジア諸国に存在する潜在需要を推計することで今後の需要に応える手段の必要性を考えた。労働効率化、経営効率化によって得られる農家の供給能力の拡充、いわゆるスケールメリットはこの海外需要に応える手段となるだろう。加えて本稿を通して、農業法人の参入に際し、初期投資の大きさを経営課題と捉えていることを第3章で示した。この問題の解決には株式会社形態の農業法人の参入を提言したい。株式の発行による外部資金の活用は参入時のみならず事業活動を行う際にも、運転資金の調達といった側面で利便性を向上させるだろう。

日本がこれから採るべき政策は国内市場の開放、そして海外に存在する需要の獲得である。自由貿易の進展は日本経済の一筋の光明となるものであり、これまで考えられてきた競争力の乏しい農業にはまだまだ潜在的な競争力はある。我々の論文はこの方向性を示すものであり、今後更に議論を深める一つのマイルストーンになるであろう。

第3節 政策実現に対する今後の課題

自由貿易協定締結に関して課題としては、どの国を対象とするかである。今回想定する自由貿易協定締結国は主にアジアであったが、今後はその他の地域との協定締結も考えねばならない。どこと締結することが日本の国益に繋がるのか、その点を考慮した政策運営を期待したい。

農業法人参入促進における課題としては、特に初期投資をいかに調達するかが挙げられる。我々は第3章において各農業法人が抱える問題に焦点を当てた。初期投資額、換言すれば土地の価格が法人の希望する価格に達しない理由としては、まず土地価格が買い手である法人と売り手である農家の間に地価の大きな乖離があるからである。その理由としては土地を希少な資源として考える農家の存在があり、またそれら農家が将来において農業以外の用途への転売を想定して農地を保持している現状がある。資金融通の仕組みを整備する必要があり、今後その方法を考える必要がある。

加えてこれら価格の乖離を引き起こす原因を改善するために、市場に任せるのか、それとも政府が介入するのか考察する必要がある。

先行論文・参考文献・データ出典

《先行論文》

- ・松石達彦（2005 年 12 月）『久留米大学 産業経済研究』、第 46 巻、第 3 号「東アジアにおける自由貿易協定急増の背景とその問題点」。
- ・山本公平（2005 年）『起業の持続的競争優位とポジショニング・アプローチ：農業法人のケースを中心に』、広島大学マネジメント研究。

《参考文献》

- ・浅川芳裕（2010 年）『日本は世界 5 位の農業大国—大嘘だらけの食糧自給率』講談社+α 新書。
- ・伊藤元重（1989 年）『国際経済学入門』日本経済新聞社。
- ・浦田秀次郎 日本経済研究センター編（2002 年）『日本の自由貿易協定戦略—「新たな開国」が競争力を生む』日本経済新聞社。
- ・浦田秀次郎 日本経済研究センター編（2004 年）『アジア自由貿易協定の時代』日本経済新聞社。
- ・大矢野栄次（2008 年）『貿易資本と自由貿易』同文館出版。
- ・刈屋武昭・勝間正樹（2008 年）『統計学』東洋経済新報社。
- ・柴田明夫（2009 年）『コメ国富論—攻めの農業が日本を甦らせる』角川 SS コミュニケーションズ。
- ・沈中元（2006 年）「所得分布曲線を利用した中国のモータリゼーションの予測」日本エネルギー経済研究所 <http://eneken. ieej. or. jp/data/pdf/1260. pdf>
- ・山下一仁（2004 年）『国民と消費者重視の農政改革』東洋経済新報社。
- ・山下 一久（2006 年）『WTO 交渉を生き抜く農政改革』『公庫月報』2006 年 2 月号。
- ・有限会社フォトシンセシス（2008 年）『農業法人データブック 2008』ともえ産業情報。
- ・OECD、経済協力開発機構 編集 木村伸吾 翻訳（2010 年）。『日本の農政改革—競争力向上のための課題とは何か』明石書店。

【Web 資料】

- ・外務省：自由貿易協定におけるサービス貿易と人の移動
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol57/index.html>。
- ・農林水産省：農業・農村の潜在力の発揮のために
<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/minutes/2009/0203/item5.pdf>。
- ・農林水産省：農政改革の展開方向(参考資料)
<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/minutes/2009/0603/item8.pdf>。

《データ出典》

- ・JETRO: WTO/FTA Column: <http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/column/pdf/055.pdf>。
- ・CIA: “WorldFacebook”
<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/>。
- ・農林水産省: 「農業経営統計調査」
<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/index.html>。
- ・日本経済研究センター: 「世界経済長期予測」日本経済新聞 2007 年 1 月 17 日朝刊。